

# 令和3年第4回議会定例会会議結果

1	定例会・臨時会の別	第4回定例会
2	開会	令和3年12月 9日
3	閉会	令和3年12月10日
4	会期	2日（うち会期延長日なし）
5	議員の出席	9日 出席11名 欠席 0名 10日 出席11名 欠席 0名
6	議案件数	13件（うち議員提出1件）
7	議決の状況	(1)原案可決 8件 (2)原案承認 1件 (3)原案同意 3件 (4)原案答申 1件
8	法第99条の意見書	0件
9	その他	傍聴者 9日 13名 10日 4名
10	会議書の写し	別紙のとおり添付
11	議案書の写し	別紙のとおり添付

令和3年 第4回南幌町議会定例会（1日目） 会議録

令和3年12月9日（木）  
午前 9時30分 開 会

1. 出席議員

1番	内 田 恵 子	2番	佐 藤 妙 子
3番	熊 木 恵 子	4番	西 股 裕 司
5番	志賀浦 学	6番	本 間 秀 正
7番	石 川 康 弘	8番	加 藤 真 悟
9番	川 幡 宗 宏	10番	細 川 美喜男
11番	側 瀬 敏 彦		

2. 欠席議員

なし

3. 会議録署名議員

5番	志賀浦 学	6番	本 間 秀 正
----	-------	----	---------

4. 職務のため、会議に出席した者の職・氏名

事務局長	斉 藤 隆	事務局主査	梶 田 健太郎
------	-------	-------	---------

5. 地方自治法第121条第1項により、説明のため会議に出席した者の職・氏名

町 長	大 崎 貞 二	教 育 長	小笠原 正 和
農業委員会会長	鍋 山 洋 一	監 査 委 員	白 倉 敏 美

6. 町長の委任を受けて出席した説明員

副 町 長	小 林 史 典	総 務 課 長	笠 原 大 介
まちづくり課長	藤 木 雅 彦	住 民 課 長	藤 田 雅 章
税務課長兼出納室長	原 田 光 一	保 健 福 祉 課 長	佐 藤 由 美 子
産業振興課長	鈴 木 潤 也	都 市 整 備 課 長	黒 島 滋 規
病院事務長	渡 部 浩 二		

7. 教育長の委任を受けて出席した説明員

生涯学習課長	浅 野 茂
--------	-------

8. 選挙管理委員長の委任を受けて出席した説明員

書記長（総務課長）	笠 原 大 介
-----------	---------

9. 公平委員長の委任を受けて出席した説明員  
公平委員会事務員（総務課長） 笠原 大介
  
10. 農業委員長の委任を受けて出席した説明員  
農業委員会事務局長 砂田 隆樹
  
11. 議事日程・会議に付した事件・会議の経過は別紙のとおり

- 議長 おはようございます。  
本日をもって召集されました令和3年第4回南幌町議会定例会を開会いたします。  
本日の出席委員数は11名でございます。直ちに本日の会議を開きます。  
本定例会の議事日程は、あらかじめ御手元に配布したとおりでございます
- 日程1 会議録署名議員の指名を行います。  
指名につきましては、会議規則第125条の規定により議長において指名をいたします。  
5番 志賀浦 学議員、6番 本間 秀正議員。以上、御兩名を指名いたします。
- 日程2 会期の決定をいたします。  
先に議会運営委員会委員長から、本定例会の運営についての報告の申し出がありましたので、これを許します。  
9番 川幡 宗宏議員。
- 川幡議員 令和3年第4回議会定例会の運営について、去る12月2日に議長出席のもとに議会運営委員会を開催いたしました。議会事務局より本定例会の提案議案等の概要について説明を受けるとともに、日程及び運営について協議いたしました。本定例会に付議される案件は、議会提案として各委員会所管事務調査1件、町からは功労表彰について1件、条例関係3件、令和3年度会計補正予算4件、一般議案4件であります。  
以上、提案案件全般について審議いたしました結果、本定例会の会期は、本日12月9日から12月13日までの5日間とすることで意見の一致をみております。  
最後に、議会運営に特段の御協力をいただきますようお願い申し上げます、議会運営委員会委員長報告といたします。
- 議長 お諮りいたします。ただいまの議会運営委員会委員長の報告のとおり、本定例会の会期は12月9日から12月13日までの5日間といたしたいと思いますが御異議ありませんか。  
(なしの声。)  
御異議なしと認めます。よって本定例会は12月9日から12月3日までの5日間と決定をいたしました。
- 日程3 諸般報告をいたします。  
・1番目 会務報告は、御手元に配布したとおりでございます。これもちまして報告済みといたします。  
・2番目 定例監査結果報告をいたします。  
局長に朗読させます。
- 局長 (朗読する。)

議長 監査委員 議長  
監査委員からの補足説明があれば賜ります。  
特にありません。  
以上で、定例監査結果報告につきましては報告済みといたします。  
・3番目 財政的援助団体等監査結果報告をいたします。  
局長に朗読させます。

局長 議長 監査委員 議長  
(朗読する。)  
監査委員からの補足説明があれば賜ります。  
特にありません。  
以上で、財政的援助団体等監査結果報告につきましては報告済みと  
いたします。

町長  
・4番目 町長一般行政報告をいたします。町長。  
本議会定例会にあたり、2件の行政報告を行います。  
はじめに、新型コロナウイルス対応経済対策等の進捗状況について、  
御報告します。飲食店応援チケット事業につきましては、809世帯  
に、5,000セット中、3,362セットを販売し、11月30日  
現在の利用実績は、額面総額1,681万円のうち、522万7,0  
00円で、利用率は31%となっています。残り1,638セットに  
つきましては、12月12日より1世帯あたり3セットを限度として  
2次販売を行います。

次に、食品製造業町民還元事業につきましては、769世帯から、  
1,484セットの申し込みをいただきました。

最後に、大学生等生活支援金につきましては、9月30日をもって  
事業が終了し、町内85名、町外56名、全体で141名の申請があ  
り、支給総額は985万円となりました。

次に、北海道日本ハムファイターズ市町村応援大使について御報告  
します。北海道日本ハムファイターズ北海道179市町村応援大使に  
ついて、去る11月30日に開催された日本ハムファイターズファン  
フェスティバルにおいて、上沢 直之選手、上原 健太選手が、本町  
の応援大使に就任することが決定しました。両選手には、来年1年間、  
本町のPRや交流活動など、さまざまな事業に協力していただけるも  
のと期待しています。

以上、一般行政報告といたします。

議長 議長  
以上で町長一般行政報告につきましては報告済みといたします。

●日程4 一般質問を行います。

本定例会の一般質問通告者は4名でございます。通告順に行います。

1番 内田 恵子議員。

内田議員  
本日は2問質問させていただきます。まず最初に町長にお願いをい  
たします。2年前、新型コロナウイルスが確認され、瞬く間にパンデ  
ミックとなりました。そして現在、第5波が収束の兆しが見えたかの  
ように思いましたが、第6波の不安を思わせる新株が発見されました。  
警戒が最も高い分類の「懸念される変異株」に指定されたと新聞に報

道されています。政府も水際対策を拡大するとしていますが、今後、町として講ずる対策について3点伺います。

まず1点目、第6波が懸念されますが3回目のワクチン接種と12歳未満のワクチン接種の対応について。

2点目、ワクチンの副反応が出た方や新型コロナウイルス感染症の後遺症が出た方へのフォローや今後に向けての対策は。

3点目、1月開催予定の成人式参加者に対して、町として特別な感染対策は考えているか。以上です。お願いします。

議 長  
町 長

町長。

「第6波に備える対策について」の御質問にお答えします。1点目の御質問については、3回目のワクチン接種は、2回目の接種完了から原則8カ月以上を経過してからとなる予定です。65歳以上の高齢者の集団接種は、3月からを予定しており、予約方法については、2回目を「あいくる」において接種した方は、接種日時を指定した案内を行い、予約時の負担軽減を図りたいと考えています。64歳以下の方の集団接種は、4月からを予定しており、予約方法は従来と同様に行う予定です。なお、国では、新たな変異株「オミクロン株」の世界的な広がりを踏まえ、3回目の接種を前倒しする動きがあることから、今後の国の動向を注視してまいります。また、12歳未満の小児の接種については、現在、正式に決定はされていませんが、国の動向を注視し適切に対応してまいります。

2点目の御質問については、副反応への対応は接種券送付時の情報提供と、接種時に看護師から内容説明を行うとともに、発症時には保健師が相談に応じています。3回目の接種時も同様に情報提供を行い、安心して接種していただけるよう進めてまいります。また、感染後の後遺症については、保健所と連携を図り対応してまいります。

3点目の御質問については、国から示されている基本的な感染対策に加え、健康チェックシートの提出、時間の短縮や出席者を限定するなどの対策を講じて実施してまいります。なお、現在、新型コロナウイルス感染者数は全国的に減少していますが、新たな変異株に備え、引き続き国や北海道における対策の徹底が図られるよう、町民に対して情報提供を行い、感染防止に取り組んでまいります。

議 長  
内田議員  
(再質問)

1番 内田 恵子議員。

それでは再質問させていただきます。ちょっと順序に不同あるかもしれませんが、お許しください。ワクチン接種の前倒し、国が今、検討しておりますけれども、自治体が、新聞でも報じておりました、自治体の裁量により準備ができたところは前倒ししても良いというような報道がありましたけれども、今、町長がおっしゃいましたけれども、もし国から前倒しの許可が出た場合も対応できると考えてよろしいのでしょうか、まず1点です。

そして12歳未満のワクチンですけれども、外国ではあるようですが、日本ではまだ接種は聞いておりませんが、ですが、やっぱ

り今コロナは戦争か災害かと言われております。でも災害と捉えて、やっぱり12歳未満の、ワクチンから外れる年齢に対してどのような対策を講ずるべきかと考えたときに、PCR検査が必要ではないかと思えます。お正月や冬休みに外出したとき、やっぱり不安を生じたとき、今、プール式検査という唾液でする検査も格安であるようですから、そういう措置をして守っていくという、発信をすることがとても大事なことでないかなと思えますけれども、そのようなお考えはあるか伺います。そしてワクチンの、本日ですが新聞に出ておりましたけれども、南幌町の最終接種率、1回目、2回目の最終接種率をお知らせください。

そして感染症の後遺症ですけれども、今まではたぶん昨年あたりの答弁では、なかなか保健所からの情報が提供なしということでしたけれども、今、先ほど町長の答弁にもありましたけれども、保健所からの情報を提供していただいて、寄り添う形でやっていただけるだろうと思うんですけれども、どの程度保健所からの提供があるものか伺いたしたいと思います。後遺症というのは、私も聞いたんですけれども、運悪く感染された方ですけれども、町保健福祉課の対応は何かありましたかと言ったら、何もないんだよねと。やっぱりメンタルな部分で大丈夫ですかと、その後どうですかなど、そういう本当に寄り添う気持ちがあれば救われるし、やはり何といいますかいじめなど、そういったことにはつながっていかない体制を取らなければいけないと思うんですね。厚生労働省が「広がれありがたの輪」という、ストップ感染拡大プロジェクトという取り組みをしています。周囲の方々の差別と偏見をなくすという取り組みで皆さん発信しましょうということですが、やはり皆さん、子どももそうですし、PCR検査を受けられたら、やっぱり親御さんも喜ばれると思うんですね。かかっているか、かかっていないかではなくて、陰性である今を、今の生活を守っていく、続けていくことがこのコロナをゼロコロナに抑えることだろうと私は考えますので、ぜひこのワクチンから漏れるそういう子どもたちや、あとそういう弱者、精神的に負担を抱えている方が保健福祉課でより沿えるような体制、そういったものを確立していただきたいと思えますけれども、今後そういったことに対応していただけるか。質問いたします。

そして、最初のときに消防に聞いたら、救急搬送した例もあると聞きました。そういった方は、3回目を打つことができるのかどうか、そういったことも確認されているのかどうか伺います。

そして3番目の成人式ですけれども、人生の最高の晴れの日を町が予算を措置して、そして安心して地域全体で祝う、そういったことをしていただくことが、私はアナログ人間ですからわかりませんが、SNSで発信していただくと、すごくPRにつながると思えます。そして若者に一緒に乗り越えましょうと訴える、この町の気持ちが十分に伝わって、やはり若い人をもっと取りこんで、そして今後の行政

の施策に生かしていく。町民の方でもやっばり歌でも文化伝承でもやりたいけれどという、でもそこがネックになっていますよね、PCR検査とか。一般の感染の取り組みはできるんですけども、万が一ということがとても心配でなかなかできないということがあります。今後のためにこの成人式、PCR検査を受けていただいて、町が予算措置をしていただいて、そして一緒に広めていくということについてのお考えを伺います。

議 長  
町 長

町長。

初めに、担当課長から御回答を申し上げまして、その後、私から御回答を申し上げるような形にしたいと思います。お願いします。

議 長  
保健福祉課長

保健福祉課長。

それでは私からは、現在の接種率について回答いたします。対象者に対しまして本町全体で86.5%の接種率でございます。個別で接種している方につきましては、以前から申しているように国民健康保険連合会を通じて請求がまいりますので、遅れて情報が入ることになりますので、現在把握している方につきましては86.5%でございます。

4点目の救急搬送された方への3回目の接種についてですが、あくまでもその方は医師の判断に基づいて3回目が行われるかどうかを判断していただくことになります。集団接種では、万が一のときの対応が遅れる場合もございますので、医療機関等での個別接種をお勧めする可能性が高くなると考えております。以上です。

議 長  
町 長  
(再答弁)

町長。

1点目の前倒し接種の件でございますけれども、御承知のとおり、岸田首相は8カ月以上空けることとしていた3回目接種につきまして、先日召集された臨時国会の所信表明の中で、オミクロン株の感染拡大に対応するため、優先度に応じ、8カ月を待たずにできる限り前倒しすることを述べられました。この前倒し接種を行う場合につきましては、感染状況やその判断基準、そしてワクチンの確保、医療従事者の確保、さらに道との協議など現時点では情報が少ない状況でございます。これらを総合的に考えまして慎重な対応をしていく必要があるのではないかと考えてございます。

続いて、2点目の12歳未満のワクチンの接種の件でございますけれども、まだ国のほうからは示されているものはございません。来年2月ごろに小児用のワクチンが薬事承認されるのではないかという動きがあるようなので、今後の情報、動向に注視してまいりたいと思っております。また、PCR検査につきましては、現在の北海道、札幌市、町内の感染状況を考慮した場合、そこまでの対応は、今要しないのではないかなというように考えてございます。

3点目の後遺症の件でございますけれども、後遺症につきましてはそれぞれ症状が異なります。重症化するおそれもありますので、後遺症が疑われる場合は、やはりかかりつけ医の医療機関への受診、もしくは

は保健所など専門窓口への相談、そちらに行くことをお勧めするようなことが必要ではないかなと思います。いずれにいたしましても、副反応や後遺症につきましては、当事者にとっては大変不安を感じるようなので、接種の際や広報などを通じて正しい情報をしっかりお伝えしていくこととしたいと思っています。

最後に成人式の件でございますけども、本年はコロナの感染状況によって3月21日に延期をした経過がございます。来年1月の開催につきましては、本年の成人式と同様に基本的な感染対策を徹底すべく、主催者である教育委員会に指示をしております。ちなみに来年の出席予定者は、町内在住者53名、町外者3名、道外は0名と聞いております。そこで町が負担してPCR検査をすることにつきましては、先ほども申しあげましたけれども、現在北海道、札幌市、そして町内の感染状況、また成人者のワクチンの接種率などを考慮した場合、現時点ではそこまでの対応は要しないのではないかと考えております。また感染状況によっては、当然開催日の延期、中止などを検討せざるを得ないのかなと思っています。以上でございます。

議長  
内田議員  
(再々質問)

1番 内田 恵子議員。

ありがとうございます。コロナ対策につきましては、本当にいろいろやっけていただいていることはよくわかります。ですが、最初は感染した方がいるのではないかと、いないのではないかとというのが、これからは町で感染された方が出た場合、町としては感染者が出ましたという発表といいますか、新聞では遅れて出ますけれども、そして今、PCR検査も、濃厚接触ではなく広範囲でやるような感じになってますよね。でも、今後町としてはそういう発表に対してはどうなのか。やはり守っていく、地域を守っていくというのはやっぱり知る必要もあるのではないかなと思うんです。氏名とかそういうことではなくて、南幌から感染者が出ましたということを発表できるのかどうか、それをお聞きしたいと思います。

そして、全体的にですけれども、落ち着いては来ていますけれども、今からやはりゼロコロナに向かう新たな思いを発信しなければいけないと思うんですね。でも、国の動きはウィズコロナ、強制です。そういう中で、町としてやはりしっかりと伝えていくべきものがあるのではないかなと思います。最後に、今後、町長の思い、大きな夢のある事業も控えておりますし、このコロナ対策に対してどう向き合って、また子どもたちをどう指導していくのか、その思いを聞いて終わりたいと思います。よろしくお願ひします。

議長  
町長  
(再々答弁)

町長。

まず感染者が出た場合の情報のあり方でございますけども、これは昨年からいろいろと皆さんとも意見交換をさせていただいたところでございます。現在、北海道のほうで統一的な見解という方法ということで、1週間の情報を毎週月曜日に報道をしまして、私たちが新聞で見るのは火曜日の朝かと思っています。そういったことで、い

ろいろ個人の情報や、または差別化やいじめなど、そういうようなものにつながるようなこととということで、そういうものを懸念して、今北海道で統一的な対応をとっております。本町としては、それに従い進めていきたいという考えでございます。

また、ウィズコロナでございます。2年近くなって、大変皆さん、町民の皆さん、御負担が大きいかと、またお疲れかと思えます。現在、国会で第6波、またはオミクロン株に備えた感染対策、そして各種の大型経済対策が審議されておりますが、全ての回復にはまだ数年要すると思われまので、引き続き議会と町が情報共有をしつつ、町民の感染対策をはじめ、いろんな支援を速やかに迅速に行ってい、町民の笑顔を取り戻すようなことができるように。また本町にとっての安心、安全に努めてまいりたいというふうに考えてございます。答えになっているかどうかわかりませんが、私の気持ちとしては以上です。

議 長  
内田議員

1 番 内田 恵子議員。

次、教育長にお願いをいたします。長幌第2浄水場を活用した環境教育について。長年の懸案でありました長幌第2浄水場が新たに4月から供用開始となります。安全安心な水の供給は、町民の日常に欠かすことのできないものであり、現在、美園地区を中心に住宅が増えてきていますが、今後も家庭での生活用水の確保については、心配ないものと考えます。

世界を見ると、2015年の国連サミットで、加盟国の同意によって採択された、持続可能な開発目標、SDGsの達成に向けて各種事業に取り組み、2030年までの達成を目指しています。その中で、SDGsの17の目標に「安全な水とトイレを世界中に」、「つくる責任つかう責任」「質の高い教育をみんなに」があります。本町においても、長幌第2浄水場の完成を契機に、これからの目標達成に向けた具体的な取り組みとして、町民や子どもたちにより深く「安心、安全な水」をつくることの重要性を理解してもらうため、長幌第2浄水場の施設見学や環境を学習する機会を設ける考えはないか、教育長にお願いをいたします。

議 長  
教 育 長

教育長。

「長幌第2浄水場を活用した環境教育について」の御質問にお答えします。子どもたちが浄水場のしくみや自然環境を守る大切さを学ぶ機会としては、小学校3・4年生において副読本を活用した社会科の授業で行っています。施設見学については、学習内容を深く理解する上で大変重要であると考えますが、授業時間数や他の見学施設とのバランスなど教育課程上の調整が必要なことから、学校と協議してまいります。また、町民向けの学習機会については、町民の学習ニーズなどを把握して、検討してまいります。

議 長  
内田議員  
(再質問)

1 番 内田 恵子議員。

SDGsについては、たびたび質問させていただいております。このたびも第2浄水場が完成し一足早く見学させていただきましたが、

計器類がずらりと並び、動画やイラストで事前学習して現地を見学したら良いのではないかと思いました。実は私、南幌高校でSDGsを学ぶ機会をいただきました。タイトルは「これってヤバくね」です。水のことです。水を汲むために時間を取られ、勉強ができない内容です。1、2枚の資料でも心にとまったというか、ピンと頭に入りました。イラストやできれば動画などを作成し、事前学習をしていただきたいと思います。職員の皆さんにも、やっぱり写真やイラストなどお得意な職員はいらっしゃると思うんですね。そういう職員を活用してお互いに育ち合う。教科書は教科書です、ですが、そうしている姿を子どもたちや私たちは学ぶんです。その人の思いを学ぶんです。私は、学問は人を学び、教育は自分を引き出していくものと教わりました。ですから、本当に命の水、今海外でも本当に子どもたちが勉強できずに水をつくるため、汲むために困っている、そういったものを本当にイラストでもいいし、動画作成、そのようなことはお考えいただけませんか。

教育長  
(再答弁)

内田議員の再質問にお答えいたします。最初に答弁申し上げましたように、今子どもたちは、3年生から社会科副読本「なんぼろ」で、町内の郷土の施設についても学習しています。第2浄水場につきましては、あそこの施設、本当に水を千歳川から取る場所から、それから配水地を通して各家庭に送るまで系統立てた図をもって、イラストをもって一応学習をしている状況でございます。来年稼働する第2浄水場につきましては、方法として私は全く変わらない方式なのかなと思いました。ですから、子どもたちには水ができるまでの流れについては全く同じでありますけれども、実際に現地を見て、こういう施設なんだというものを実感してもらうことが大切だと思っております。そういったことから、先ほども申し上げましたように、ほかの施設の時間とのバランスをとりながら、学校長とその辺については共有してまいりたいと考えております。

議長  
内田議員  
(再々質問)

1番 内田 恵子議員。

今後協議していただけるということで。さらに子どもたちが深く物を見るというんですか、その深みが大切だと思うんですね。水ってどんなものかとか、本当に考えたこともないようなことが想像できれば、すごくいいことだなと思うし、またせっかく今まで先人が苦勞してきた第2浄水場ですから、町内の高齢者の方とか、そういった方にもぜひ見ていただきたいし、お話をしていただきたいと思います。そういう資料を少しでもわかりやすいように、簡単に目に留まるようなことを工夫していただいて、そして地域担当制、そういう中で説明いただければと思いますが、その辺については、いかがですか。

議長  
教育長  
(再々答弁)

教育長。

内田議員の再々質問にお答えいたします。町民等へは、直近で言いますと平成31年にふるさと南幌みらい塾で事業を実施して、第2浄水場を見学していたわけでありまして。やはり町民の中にも、これから

施設ができればそういった施設を見たいと、それを社会教育の事業の中でニーズがあれば続けていきたいと考えております。また、そのわかりやすい資料ということにつきましては、長幌上水道企業団とも相談をさせていただきながら、よりよい説明資料ができれば、そのように考えています。以上です。

内田議員  
議長

よろしく申し上げます。

以上で、内田 恵子議員の一般質問を終わります。

熊木議員

次に、3番 熊木 恵子議員。

3番 熊木 恵子です。町長と教育長に1問ずつ質問いたします。よろしく願いいたします。

まず1番目、新しい公共交通の運行について。今まで週2回運行していた巡回バスから、新しい公共交通・オンデマンド交通「あいるーと」の運行が始まりました。町民にとっては待望の、町内どこからどこへでもの運行が可能であり、自宅から目的地まで送迎することで、利用された方からは大変喜ばれています。交通弱者の足の確保として、通院や買い物、あいくるで開催の健康事業への参加など利用者が徐々に増え、11月中旬の利用者で最高時は37人の利用があったと伺いました。多くの方が気軽に利用できるようさらなる工夫が必要ではないかと考えますが、今後の運行について伺います。

1、利用者からの声について。

2、70歳以上の利用料金の引き下げは考えているか。

3、障がい者の方の運賃対象が障害者手帳の3級は障がい区分が内部障がいの方のみとなっている理由は。

4番、障害者手帳保持者は一律100円で利用できるようにしてはどうか。

5番、回数券や年間パスポート発行の考えは。

6番、8時から17時までの運行となっているが時間延長の検討は。

7番、町主催、開催のイベントに合わせた臨時運行の考えは。

また、南幌ハイヤーの営業時間が10月10日より7時30分から20時までと変更になったが町へ相談等があったのか伺います。特に夜間緊急時の町民の不安に応える町の対応として、近隣の民間交通など利用可能な内容を広報で周知することは検討されているのか、あわせて伺います。

議長  
町長

町長。

「新しい公共交通の運行について」の御質問にお答えします。1点目の御質問については、オンデマンド交通「あいるーと」は、本年10月1日より運行を始め、11月末で205名の利用登録をいただき、利用者からは自宅から乗車できること等、利用しやすいとの声をいただいています。

2点目及び4点目から7点目の御質問については、現在、運行開始から間もないことから、半年が経過した今年度末に利用者へのアンケートを実施し、町民のニーズを把握した上で、事業者や関係機関とも

議 長  
熊木議員  
(再質問)

協議を行い、利用料金や運行等について検討してまいります。

3点目の御質問については、現在の障がい者運賃の対象者については、福祉ハイヤーチケットの交付対象者に準じています。

次に、南幌ハイヤーの営業時間変更については、町への相談はありません。また、夜間緊急時の民間交通の利用については、目的地の圏域で営業するタクシーを利用することが可能であり、発信できる情報は限られますが広報等で情報提供してまいります。

3番 熊木 恵子議員。

再質問を行います。ただいまの御答弁で、11月末で205名の利用登録があったということでした。半年が経過してから今年度末ということは3月ですよ。そのときに利用者へのアンケートを行うという答弁もいただきました。そこでなんですけれども、この10月から始まった「あいると」を利用した町民からは、先ほども申しましたけれども、大変喜ばれています。実際にそういう声を伺っています。町を走る「あいると」を見かけると、私自身もすごく嬉しく感じます。やっぱり今までもずっと巡回バスを平成14年から運行していて、その利用客、利用者が固定化され、バス停まで遠いとか、コースを何とかしてほしいということで、その要望にも応えながらいろいろ苦労してやってこられていたと思います。それでもやっぱり民間のバス路線との競合ができないということで、利用する方がなかなか利用したくてもできないという声も実際にあって、これまで何年もかかってようやくこの「あいると」が実現しました。それは町にとっても、町民にとっても本当に誇れるものというか、そういうふうには感じています。それで今、結論から言うと、半年後ということでアンケートを取ってということなんですけれども、私もいろいろ町民からお聞きした情報や、それから改善するにあたってやっぱりこういう声をぜひ聞いてほしいということ、少し再質問の中で申したいと思います。高齢者の足の確保として、主婦や学生など交通弱者に対する交通施策として、待望のドア・ツー・ドアとして実施されたということで広報にも載せられていますし、本年1月開催の全員協議会の中でも、その詳細の説明を受けています。本町では高齢化率が年々やっぱり高くなって、この「あいると」を使って、やはり家に閉じこもりがちにならないで、どんどん外に出ていく、そこでコミュニケーションを図ったり、いろいろ病院や買物、あいくるの健康事業に参加するなどという形で大いに役立てるという意味からも、どんどん使ってもらえる方向を検討すべきだと思います。自動車の免許返納、今そういう事故もすごく増えている中で、免許返納しようかなと考えている方にとっても、タクシー券などは出されるんですけれども、その前にせっかくできた「あいると」を活用して、返納する前に何度も使ってみて試してみて、それでこれだったら大丈夫だから返納しようかという形になっていくのではないかなと思うんです。そういうことをどんどん発信していったらどうかと思います。その辺についてもちょっとお考

えを聞きたいと思います。また、70歳以上の方、300円ですけれども、タクシーに比べても半分ぐらいで安いというのはあるんですが、やはり頻繁に利用するという意味からは、年金生活者、それからいろいろ今は物価も高騰している中で、300円往復で600円で、また1カ所に行って、そこからまたもう1回行って帰るなどというふうになると1,000円近いお金がかかるというところで、いっそ70歳以上の方は100円にして利用促進につなげてはどうかと考えます。その辺も半年後ということなのかもしれませんが、せっかくつくったこのAIを活用したバス、それがやっぱり全国的にもやっぱりすごいことだなと思って、それを宣伝効果というか、こういう町でまちづくりでやっているということを広める意味でも、多くの方に利用してもらいたいと思います。

それから、障がい者の利用区分についても質問項目に挙げて、ただいま答弁がありました。今の福祉サービス、そののと同じようにしたということですが、障害者手帳を持っている方が、やはりその区分によって300円なり100円と変わるということ自体がやはり障害者手帳を保持しているということだけでやっぱり日常生活にすごく不便を感じているという方がほとんどだと思います。そういう意味では、ぜひそういう方の声を聞いて、一律100円という形にできないのか、その辺も実際に運行している中でそういう声はなかったのかどうか、その辺も伺いたいと思います。

あともう1つ、8時から17時まで、午後5時となっているんですけども、先日担当課にお聞きしたところ、小学生の利用も若干あるということでした。そういう中で5時ではなかなか厳しいと、それをちょっと延長できないかという声もあったということ伺ったんですけども、その詳細をちょっと伺いたいと思います。それで、例えばその時間を週1回か週2回とか、この曜日は6時までとか、何かそういう形での検討は今後されるのかどうか、それも1点伺います。

私、今質問をしていて、全てそのアンケートを取って半年後ということなのかもしれませんが、やっぱりきめ細かく町民の要望や声を今からどんどん聞いていくべきだなと思います。それで広報などにも、例えば利用された方の声など、こういうことを何とかしてほしいなどというものも適時載せながら、次回検討をするところに加えてはどうかと思います。また、利用について事前登録制となっていますけれども、例えば緊急時に利用する場合、それをどうしても登録してなければ使えないのか、その辺の解釈をもう少し緩やかにするということができないのか、それを伺います。

それから、南幌ハイヤーのことについて伺います。先ほどは事前の相談はなかったということでしたけれども、10月に入ってチラシが1枚挟まってきて、10月10日から7時半から20時までというのを読んで、やはり私はまだ運転もしていますけれども、実際に自家用車を持たない、近所に親戚も子どもなどもいなくて、緊急時に本当

にどうしようかという声は多々あると思います。それに対して、事前に相談はなかったけれども、どうしてこういうふうになったのかというように聞き取りなどがなさらなかったのか。民間交通ですからそこまで町がやることはないと思っているのかもしれませんが、その辺のことをちょっと感覚的に町長としてはどのように受け止めたのかを伺いたいと思います。また緊急時とって、例えば救急車を呼ぼうか、そういうような緊急時のときには、自分で判断をして救急車を呼んだりすると思います。だけれども今までは救急車をタクシーがわりに使わないでというようなことで広報していたと思います。このことをきっかけに、救急車の搬送が増えるのではないかという気がするんですけども、これについてはほかにどういう方法があるのか、どこか相談窓口があるのか、その辺についても伺いたいと思います。

また質問の中でも述べましたけれども、例えば、先ほど答弁では民間交通の利用で、目的地の圏域で営業するタクシーを利用することが可能だというんですけども、それもとっさの時に慌てて番号を探してもなかなか難しいと思うんですけども、そういうところを町民に広報などで情報を提供してまいりますというんですけども、具体的などころをわかりやすく、大きな字で書いたものを作成するなど、それが必要かと思うんですけども、その辺について伺います。

議 長  
町 長

町長。

最初に、町民からのお声と小学生からの声について、担当課長から説明しまして、その後私から御回答させていただきます。

議 長  
まちづくり課長

まちづくり課長。

私のほうからは、「あいる一と」の運行に関わる町民からの声ということで、小学生の声もあわせてお答えしたいと思います。まず町民からの声ということで、障害者手帳の関係については行政懇談会の中でもやはり同じように3級の内部障がい以外の方にもできたら適用させていただきたいというようなお声は聞きました。そういうことで今後検討していくということで考えておまして、また小学生のご利用の中でのお話ですが、小学生の利用で今習い事、少年団活動に使われている方がいらっしゃいます。そういう部分で、若干5時だと時間が間に合わないというお声を聞いておりますので、その辺りの声を聞いた中で今後検討してまいりたいということで考えてございます。以上です。

議 長  
町 長  
(再答弁)

町長。

今、いろいろ御質問いただきましたけれども、70歳以上の利用料金の引き下げや障がい者の方の料金引き下げ、または時間の拡大、等々ありましたけれども、答弁の中でも申し上げましたけれども、運行開始してからまだ2カ月弱でございます。いかに運行を円滑に行うかということで、今そこに総力を挙げてございます。これからアンケート調査を行いますので、その中でいろいろまたこれ以外のこともニーズが出てくるのかなと思います。それらを踏まえて検討していくという考

えでございますけども、まず時間の拡大にしても、まずは地域の交通を守るという観点から事業者との調整が必要でございます。このことをしっかりしなければならぬのかなと。それと現在の「あいるーと」の契約でございますけれども、事業者とは3年間の基本協定を交わして、そして年度単位の契約を締結してございます。これに基本的には現在は沿う必要があるということでございます。それといろいろ高齢者の利用、またはこれからの高齢化に向けて、また障がい者への利用拡大、当然していかななくてはなりませんし、その利用者の声も皆さんにお伝えしていかななくてはなりません。また同乗する介助者のことについても検討しなくてはならないのかなと思っています。一方でこの事業を長く続けていくためには、ある程度の収支についてもしっかりと検討していかななくてはならないのかと思っています。また、今当然いろいろ見直すということになれば1年後になりますけども契約を変更して委託料のことも調整をしなくてはならないのかなと思っています。そんなことで、「あいるーと」につきましては今2カ月弱ということで、これから町民のニーズを把握していくということで御理解をいただければと思います。

それと南幌ハイヤーの件でございますけども、南幌ハイヤーといえますか、事業者のことで町に特に相談はございませんでした。人材の確保ができないことに加えて、近年の利用客の減少、そしてコロナにより追い打ちかかったのかなというふうなことで、私は推察をしております。町民の一部または飲食店の一部の方からは困るというようなお声を聞いておりますけれども、これに対して、町が特別な支援を行うことができないのも事実でございます。民間のタクシー交通の利用の話も質問いただきましたけども、本町のタクシー事業は夕張圏に入っております、夕張市、栗山町、由仁町、長沼町、本町の1市4町がその圏域でございます。例えば、本町以外の1市3町の事業者が本町で営業される場合は、法規制の範囲内でございますけども事業者間の調整は当然必要かと思えます。江別市などの圏域外の事業者が許可なく夕張圏内、本町で営業することはできないこととなっております。なお、本町の町民がタクシー利用をする場合は、この夕張圏内の事業所であればどこでも利用できますけれども、ただし事業者間の合意的なものは必要なかなと思えますけども、これは私にとってはちょっとなかなか把握するすべがないものですから、そのような状況でございます。また、例えば本町の町民が江別に行くために江別市内のタクシーを呼んで利用することは問題はございませんけれども、江別市内のタクシーを呼んで岩見沢市に向かうことはできません。そういう規制でございます。その場合は岩見沢のタクシーを呼んで利用するということになるかと思えます。いずれにいたしましても、民間事業を町が周知する難しさや周知できる内容については限られますけれども、検討して情報提供を行うこととしたいと思っています。

議 長  
熊木議員  
(再々質問)

緊急時の救急車対応が増えるのでなかろうかということで、緊急時は緊急時の役割がございますので、特別、急にそういうことで救急車が増えるとは私は考えてはおりませんが、現在、さっぽろ広域連携で行っております救急安心センター事業なども町民の皆さまにもっともっと周知をしまして、理解をいただきたいと思っております。

3番 熊木 恵子議員。

ただいま丁寧に答弁いただきました。それで何点か再々質問を行います。今、最後に答弁いただきました緊急時の相談窓口、それは「#7119」で先日課長のほうからも伺って、私も調べてみました。町の広報やいろいろ暮らしの便利帳など、そういうのにも掲載されていませんし、以前に広報に載ったのかどうかちょっとそこまで詳しく調べられなかったんですけれども、やはりそういうのを緊急時の相談窓口ということで相談をして、そこが手配をしてくれるということではないですよ、私も調べた結果。だけれども、救急車を呼ぼうか、これぐらいだったらどうしようかと迷っているときに相談をして、いろいろ判断していただいて、自分で翌日行ったり、その日に救急車を呼んだりということのようです。それでも咄嗟に困ったときに相談する場所があるということは、町民にとってはすごく救いだと思います。ですから、そういうのであればどういう場合にこういうことを使えるのかなど、いろいろ詳しいパンフレットというか、そういうものをつくる必要があるのではないかと思いますので、それはぜひ検討していただきたいと思います。

いろいろ障がい者区分のことや、私も行政懇談会で意見が出たときに聞いていました。それから、実際に使おうと思った方が4級なので、100円では乗れないと言われたということもお聞きしました。それで、例えばその4級の方が、日常生活でシャンシャン歩いているいろいろな重たい物を持てるのかということ、やっぱそういうことではなくて、すごく不便を感じていると。以前は自転車に乗ったり、押していったりして買物に行ったり、病院を行ったりということができたけれど、今は全くそういうこともできなくなったというような状況の中で、同じように障がい者手帳を持っていて、区分のあれはあるけれども、町がやるこういう事業に対して、やはり何とか便宜を図ってもらえないのかというような相談も寄せられました。ですから、そのことも今申し添えて、ぜひ検討していただきたいと思います。

それから、緊急時のことも含めて、今タクシーのことのお話も伺いました。自分のところに、例えば夜、身内で不幸があったとか、そこに急に行くというときに、今までは町内のタクシーを呼んで行けたのが、その遅い時間になって行けなくなったときに、それではどうしようというときのことで、民間交通のそういうことをなかなか広報するのが難しいところがあるというお話だったんですけれども、やはりそういうところが、何か町民に知らせる手立てがあれば、町民も不安なく今後の日常生活の中で利用できるかと思います。それで障がい者の

福祉ガイドというものを、障がい者の方に福祉タクシーのチケットを配布していますよね。そのときに利用できる岩見沢地区のハイヤーなどがいろいろ載っている一覧表みたく配られているんですけど、それも平成31年と令和3年を比較してみると、若干やっぱりタクシー会社も減っています。だから、それだけタクシー交通業界も大変だなということがわかるんですけども、やはりこういう形で町民に知らせるといことがやっぱり大事なことでないかと思います。ですから、そこはぜひ検討していただきたいと思います。それから、町民が日常生活を安心して送れるようにすることは、住民の福祉の向上をうたっている地方自治体の役割として、極めて私は大切なことだと考えています。町長は本年度の執行方針の中でも、誰もが安心して安全に暮らせる安心なまちづくり。健やかな毎日を支える健康づくりなどで町民がいつまでも住み慣れた場所で安心して暮らせるまちづくりを掲げています。そういう意味からしても、やはりせっかくこの「あいると」によって、今までの交通弱者を救うというところから、本当に便利に使える形になって本当にいい機会だと思うので、ぜひ町長の執行方針の中にあるように、町民の安心を支えるという意味で、町民の利用する状況に沿った形で、ぜひアンケートなども行って欲しいと思います。先ほどの答弁の中で、アンケート、利用者にアンケートをとるといことだったんですけども、今、登録している方もすぐ利用する人や将来に備えてという形もあるかと思っています。広く町民皆にこのアンケートを取るべきではないかなと思います。そういう意味から、やっぱりどういう要望を皆さん持っているのか、将来利用するにはどういことができるのかなど、そういう考え方にもつながると思うので、そこはぜひきめ細かくやってほしいなと思います。

タクシーのことについて、町としていろいろタクシー業界もなかなか大変でというのは、私もそのチラシを読んだときに思いましたし、やっぱりコロナの影響でいろんな形で商店にしてもいろんなところがひっ迫した状況にあるということは理解できます。それでもやっぱり町民の足を守るということは本当に大事なことであるので、そういうところに町もやっぱり寄り添っていくという姿勢が必要ではないかと思いますので、その辺について、アンケートも取られるということと、それから半年をめどにいろいろ改善策も検討するという答弁をいただいているんですけども、さらにその辺で町長のお考えがあれば伺いたいと思います。

議 長  
町 長  
(再々答弁)

町長。

最初に#7119でございますけれども、さっぽろ連携でその取り組みがされてから今まで広報に3回掲載してございます。それを見て、町民の方は、昨年は相談件数が51件、うち救急の出動は4件の実績でございます。そのようことから、ある程度は情報が伝わっているのかなと思いますし、これからも、そういう緊急時のことですからすぐ皆さんが利用できるような情報発信に努めてまいりたいと考えており

ます。

2点目の、4級の方などそういう障がい者への拡大の関係でございます。議員御承知のとおり、この事業は巡回バスの経過がございます。それを発展的にやっというということでこういう形になってございます。それで、先ほど来から申し上げますとおり、料金設定も含め、対象者も含め、この事業の実施にあたっては、議会とも相談をさせていただいて、そして10月からスタートをさせていただきました。この後も町民のニーズを確認して、そういうものについて検討していきたいと考えてございます。

あと、タクシーの事業の関係でございますけれども、民間事業ですから営業部分のことに関してはなかなか行政では情報は出せませんが、例えば事業者から広告というような形で出してもらうのが一番私は望ましいかと思っております。しかし、これは相手あってのことなので、そういうこともあわせながら町で出せる情報を検討してまいりたいということで御理解をいただきたいと思っております。

あと町民の足を守るということで、私どもも地域交通の事業者を守るのも町の大事な役割でございます。そういうことから、本町の事業者には、このコロナ禍にあつて経営継続事業支援金など、そういうような事業も行わせていただきましたので、そういうようなことも含めまして、また町民の足を守るというようなことで、現在の状況を鑑みながら、町民にもそういう現状をお伝えしながら、少しでも良い方向にいくように努めてまいりたいと思っておりますので、御理解いただければと思います。

熊木議員

それでは2問目に移ります。

学校の女子トイレに生理用品の設置を、ということで、教育長に伺います。経済的理由で生理用品の入手に苦しむ「生理の貧困」が、新型コロナウイルス感染症拡大で顕在化し、社会問題になっています。

「#みんなの生理」という団体の調査では、経済的理由で生理用品の入手に苦労した学生は20.1%、生理用品でないものを代用した学生は27.1%もいました。内閣府の調査では、生理用品を配布する自治体が5月時点で、全国で255もありました。配布場所は学校や公共施設、困窮者の支援窓口などです。近隣の岩見沢市では、「お困りの方に生理用品をお渡ししています」というカードを配布し、カードを窓口で提示すると無料で生理用品を渡しています。道内では、函館市や芽室町などで小中学校のトイレに設置する取り組みがされています。国の補助制度や、防災備蓄品を活用して児童生徒への支援を実施するなど取り組みが広がっています。

本町では、保健室で生理用品を渡しているとのことですが、思春期の児童生徒の心情や、生理用品を必要としていることを言い出しにくい児童生徒にも配慮して、学校の女子トイレの個室に設置するなどの工夫が必要ではないかと思いますが教育長の考えを伺います。

議 長

教育長。

教育長

「学校の女子トイレに生理用品の設置を」の御質問にお答えします。町内の小・中学校においては、児童生徒から、生理の貧困と推測される相談については、養護教諭が家庭の状況を把握しながら対応することとしていますが、これまでのところ経済的な理由により生理用品を購入することができないといった相談や状況はありません。

また、児童生徒や保護者から、生理用品をトイレに設置して欲しいといった要望もありますが、トイレの個室への設置については、設置場所や提供方法など学校や児童生徒の実態を把握し、学校と協議してまいります。

議長  
熊木議員  
(再質問)

3番 熊木 恵子委員。

再質問を行います。ただいま教育長のほうから、設置場所や提供方法など、学校や児童生徒の実態を把握し学校と協議してまいります、という御答弁をいただきました。この生理の貧困、今たまたまコロナのことでいろいろ困窮者が増えているというところから大きく社会問題になっています。私も、先日、教育委員会の課長のところに行ってお話を伺ってきました。それで今答弁あったように、特別、相談などそういうものは届いていないということでした。相談などがなければ、今社会問題になっているところを、本町はそこ全くなくていいのかということには私はならないと思います。生理の貧困問題だけでなく、やはり母性保護というか、私、女性ですから、生理は毎月、毎月来ます。それでやっぱりそのたびにいろいろ大変な思いをしながら、生理痛を抱えるなどということがあります。教育現場の中で、やはり生理を迎えるということはちょうど思春期に入っているいろいろな体の変化や、突然生理になったらどうしようと、いろんなそういう思いをしながら学校生活を送っていると思います。そういうときに、保健室で養護教諭などが対応してくださっているということですが、なかなか言い出しにくいと、やっぱり周りを気にするということが現場の中ではあるかと思えます。そういう時に、学校の中でそういう配備があれば気兼ねなくというか、咄嗟の時もそういう処理ができるということにつながるのではないかと思いました。

それで先日もNHKの放送で、生理用品はトイレットペーパーと同じに思ってくださいとある都立高校の校長先生が養護教諭に言って、生徒が安心して学校生活を送れるように、東京都の方針で校内のトイレに生理用品を無償で設置することになったということが紹介されていました。私、たまたまその生理の貧困をきっかけにということで話をしましたが、やはりさっきも言ったように子育て、少子化対策ということで、本当に子どもを産み育てる人を育てていくという観点からも、母性保護のあり方などもやっぱりその教育の中でしっかりされることが望ましいと思います。もう本当に数十年前とかは、こういう生理ということを大声で言えるような時代背景でもありませんでした。今、だんだん世の中も変わってきている中で、ジェンダー平等とか、いろいろこう叫ばれる中で、やはり生理は女性だけのことではな

くて、やはり男性も一緒にそういうことを学ぶということが必要かと思ひます。いろいろ調べていくと、ナプキンをつくっているソフィーナという会社などではいろいろビデオとかいろんなものをつくって啓蒙したり、また皆でそういうことを学んでいって将来の母体を守っていくということにつなげる運動などもされているということが紹介されていきました。だからそういう取り組みというのはすごく大事ではないかと思ひました。皆、東京ですけれども、港区の教育委員会で子どもたちにアンケートをとった結果、生理用品がなくて困ったというふうに答えた生徒は、持参するのを忘れたというのが95%です。そして家庭で購入や準備ができなかったからというのが5%だったそうです。生理が急にきて困ったり、ナプキンが足りなくて困ったりということで、子どもたちが安心して学校生活を送ることができないということにつながる意味からも大きな課題ではないかということ、その教育委員会では皆で話し合ったそうです。生理用品を保健室で貸出しというか、渡していますということでしたけれども、そういうときにやっぱり周りの目を気にしながら保健室に取りに行くということも、やはり抵抗を感じたり、恥ずかしいから行けないと思ったり。だけれども下着が汚れて漏れたらどうしようとかいうその心情、そういうことを考えると、やはり今からでも何とかしていくべき問題ではないかなと私は考えました。ですから、やはり生理用品は必要なときに必要なだけ使うもの、トイレットペーパーと同じように設置できればよいのではないかというような運動が今おきているということもうなずけると思ひます。そしてスウェーデンでは、法律で全ての公共施設とかそういうところに置くことがもう2年前ですか、決まったということも報道されています。そこまでいかないとしても、南幌町でも、検討するということができたけれども、そういうことを前向きに捉えて、今親からの相談や子どもからのそういう声がないからというだけではなくて、やはり配慮して準備をしていくということを再度求めたいと思ひますけれども、そこで、もし先ほどの答弁以上に何かがあれば答弁していただきたいと思ひます。

議 長  
教 育 長  
(再答弁)

教育長。

熊木議員の再質問にお答えいたします。まず、生理に関しては、思春期の子どもたちにとって大変非常にデリケートな問題であって、家庭環境によっては家族にも相談しづらいという子どもさんがいることも考えられると思ひます。学校のほうでは、生理や性に関する悩みがある場合については、養護教諭をはじめとして相談しやすい先生に相談できる体制を今取るようにしております。トイレへの生理用品の設置につきましては、小学校では低学年のほうでの理解不足によりまして、いたずらや触ってしまうなどの問題も想定されることから、高学年が利用するトイレに限定するなど児童生徒の実態について小中学校と協議し、早急に設置してまいります。また、貧困の有無にかかわらず、教育的配慮により誰でも利用できるようにしてまいりたいと思ひます。

ております。以上です。

議 長  
熊木議員

3番、熊木 恵子議員。

ただいま教育長から、とても前向きな答弁をいただきました。ぜひ学校の中で相談しやすい体制をつくる、そういう話し合いもしているということでしたので、とっても大事なことだと思うので、ぜひ早くそういう措置ができるようにしてほしいと思います。

それで先日も新聞に室蘭市でしたね、匿名の市民が生理用品を使ってほしいということで、段ボールで170個分、100万円相当の寄附をしたというのが載っていました。それで、すぐ室蘭市では、小中学校や室蘭工業大学の女子寮などいろんなところに配布して、必要な人に配っているということも載っていました。いろいろ調べると、それは北海道でもそういうことがあるということ、それから業者の方が自治体に寄附をしたということもあるということで、本町はまだそういうことはないと思うんですけども、ぜひ寄附やあと災害備蓄品などを充てているという自治体もありますので、そういう意味で前向きな答弁をいただきましたけれどもぜひよろしくお願ひしたいと思ひますので、これで質問を終わります。

議 長

以上で、熊木 恵子議員の一般質問を終わります。

ここで場内時計で11時10分まで休憩をいたしたいと思ひます。

(午前10時58分)

(午前11時10分)

議 長

休憩を閉じ、会議を再開させていただきます。

次に、4番 西股 裕司議員。

西股議員

それでは私のほうからは、町民からの声を聞く方法についてということで、町長に伺います。町長は就任以降、コロナ禍にある現況を見て町民との対話の場として行政懇談会を実施していく考えを示していました。10月12日より町内10カ所で行政懇談会を開催しました大崎町長の実行力に敬意を表します。

町民と行政の距離を近づける意味においても、このような行政懇談会を実施していくことは良かったのではと思ひます。

今回の行政懇談会の関係を含め町民からの声を聞く手法について、次の4点について質問します。

1、町長として、行政懇談会を実施して感じた事をお聞かせいただきたい。

2、町としては、広報、チラシ等を通じて開催を知らせていたが、一般町民の参加は少なかったのではと思ひます。この点についてどのように受け止めているか。

3、今後も情報を伝えていく上で、町民からの意見等を聞き、継続的・定期的に行政懇談会を開催していく必要があると思ひますが、どのように考えているのか。

4、行政懇談会に限らず、町民からの声を聞く方法は考えているのか。

議 長  
町 長

町長。

「町民からの声を聞く方法について」の御質問にお答えします。1点目の御質問については、私が町長に就任した当初より、町民の皆さまとの対話の機会として行政懇談会の開催を模索していましたが、新型コロナウイルスの感染状況から緊急事態宣言が明けての開催となりました。このたび、10カ所全体で議員、町職員を除き113名の参加をいただき、多くの貴重な御意見をいただきました。今後の町政を進めるにあたり意義のあるものであったと考えています。

2点目の御質問については、今回の行政懇談会は、広報記事と折り込みチラシによる全世帯への周知を行い、新型コロナウイルスの感染対策を講じた中で開催しましたが、若い世代の参加が少なかったことと、感染を心配されて参加を控えた方もいたのではないかと感じています。

3点目の御質問については、行政懇談会は継続的な実施が望ましいと考えますが、基本的には全行政区・町内会を対象とすることが前提であることから、行政区長・町内会長からご意見をいただき判断してまいります。

4点目の御質問については、町長談話室や故郷ふれあいミーティング、まちづくり職員出前講座、地域担当職員制度、町民意見箱を活用いただけるよう、町広報誌やさまざまな機会を通じて、利用啓発や制度周知を行い、より多くの町民からの声を聞いてまいります。

4番 西股 裕司議員。

議 長  
西股議員  
(再質問)

再質問させていただきます。今回開催できたという中で、参加人数113名ということですが、10月末の町民、総計で7,391名ですか。それで計算しますと1.5%前後しか参加されていなかったと。若い方が少ないということだったんですが、65歳以上の高齢者の部分で計算しても4.4%ということの出席です。これ自体が、若い方が出席少なかったというよりは、開催時期や時間など、その辺についてはどうだったのだろうかというふうに思います。この点についてのことをお聞きしたいと思います。

それと3点目の関係ですが、この中ではやはりちょっと行政区長・町内会からの意見を聞いてやると、判断するということですが、やはり町主導で今回のようにやられるのがいいのかなというふうに思います。この中で、例えば全町的にやっていくと、行政区ごとにやるということになるのであれば、全部のところを1年でやるということではなくて、年次計画を立てながら進めていくというのも一つの方法になるのではないかと思います。やはり懇談会では、町民からいろんな事業、施策に対する意見を直接聞ける場ということで、大変必要な場ではないかというふうに思います。また、町からもいろんな情報を伝える上でも、この懇談会というのは非常に大切なものだというふうに思いますので、ここらについての考え方を伺いたいと思います。今2つ言っておりますので、この点についてお聞かせください。

議 長  
町 長  
(再答弁)

町長。

まずは今回、十数年ぶりに開催をさせていただきました。昨年からコロナの感染で状況が変わる中、また農作業の時期も考慮して、そして本年は衆議院選挙の日程もあったということで、その中でタイミングを図って実施することができました。その中で考えますと、本年については、開催の時期については私はいいい時期であったのではないかなと考えます。また、今まで開催してきた時期、これらにつきましてもやはり農作業時期などを考慮して開催してきた経緯がございます。時間につきましても、これまた行政区長さんや町内会長さんと相談をして、時間の設定、または休日の開催、これらについてそういうことでやりとりさせながら、最終的には町で判断してやってきました。そういうことを考えれば、まだまだ工夫はしなければなりませんけれども、基本的にはこのような開催が望ましいのではないかなと。また、今回、一部の行政区では数地区あわせた中での開催もございました。これまた、当該行政区長さんや町内会長さんのご意見も聞きながら、またそれぞれ区の事情もあろうかと思えます。そんな中で、一部統合した中で実施をして、それでやはり数カ所ということになると、やはり小さい意見がなかなか拾いにくくなると。考えれば、やはりいろんな生活に身近な問題、意見、要望、それらを考えれば規模としてはこの規模が望ましいのではないかなというように考えていますけれども、これまた、これから今月行政区長会議がございますので、その中でも今回の報告を行い、また区長さんの意見なども聞いて検討してまいりたいと思っております。

それと町主導、当然実施となればそのような考えを持っています。やはり実施する場合にあたって、これは後ろ向きで申し上げているのではないですけども、やはりこういういろんな状況、タイミングというのはどうしても出てきます。そんなようなものを考慮しつつ、実施の判断をしていく必要があるのではないかなと思っております。今回いろいろ出席者も少なかった、これはやはりどうしても、何をやっても出席者がなかなか揃わないというような現状もございます。そういうようなことにあたって、町政にいかに関心を持ってもらえるか、そういう日頃からの取り組み、また情報発信、それらも含めまして検討してまいりたいと思っております。

4番 西股 裕司議員。

議 長  
西股議員  
(再々質問)

再々質問させていただきます。開催の関係はこれからまた協議していくということですが、少しでも多くの町民が参加できるような形を組んでいただきたいと思います。その中で町としてのありたい姿としては、意見が言える雰囲気と円滑なコミュニケーションが取れるというのも一つあると思えます。また町の目標が共有できて、活躍する場があるということもやはりそういう町がいいのかなというふうに思えます。やはり町民からの声を吸い上げるという意味では、先ほどオンデマンドの話もありましたが、効果の検証のためには、懇談会だけ

でなくて、満足度の調査、こういうアンケートを含めてすることも必要なのではないかなというふうに思いますので、行政懇談会の中のそのような中も含めた中で、満足度というのを調査してはいかがかということで、最後に質問させていただきます。

議長  
町長  
(再々答弁)

町長。

今議員言われたことは最もだと思います。実施して我々が満足、評価するものではなくて、やはり町民から、町民にとってよかったのか、どうだったのか、そういうような効果の検証も含めまして実施をしてみたいと思います。また、いろんな事業にしても、やっぱり先ほど申し上げましたように、特に若い世代を中心に参加者が少ないのかなというようにも実際にございます。例えば、団体の会合などにあわせて、普段は私が挨拶だけで帰ってくるようなケースが多いですけども、そのような場合に町民の皆さまと意見交換、情報交換ができるような、そういうような環境づくりに努めてみたいと思いますので、御理解いただきますようお願い申し上げます。

議長  
佐藤議員

以上で、西股 裕司議員の一般質問を終わります。

次に、2番 佐藤 妙子議員。

本日は町長に2問の質問をさせていただきます。まず最初、本町の移住促進と観光振興について。本町ではさまざまな町の変化で住民ニーズが多様化し、複雑化している時代に対応するため、これまで以上に一歩踏み込み、より実行力のある行財政改革を推進することを目的に、第2次南幌町行財政改革実行計画「加速化プラン」を実行しています。

中でも移住促進、観光振興では地域おこし協力隊を中心としたまちづくりを前向きに進めています。

本町ではこれまで南幌温泉を中心にパークゴルフや乗馬などをはじめ、最近ではキャンプ場への来場数も増加し、町外からは本町の飲食店を目的に多くの方が来られるようになりました。2023年に北広島ボールパーク開業、2024年には道央圏連絡道路が南幌ランプまで開通します。さっぽろ連携中枢都市圏との連携でますます南幌の観光発展が期待されていくと思います。

町が大きく発展する追い風が来ている今こそ、南幌のイメージを高める移住や観光に取り組むことが重要と考えます。そこで町長に3点伺います。

1、今後も地域おこし協力隊を活用した移住促進と観光促進を進めていくと思いますが、観光と移住をどのように結び付けていくのか。

2、加速化プランの移住促進事業の方向性として移住体験住宅を活用した町の魅力を伝える移住観光コンシェルジュを考えるとあります。その活用方法や活動後の展開について継続検討するとありますが、具体的にどのように進めていくのか。

3、南幌温泉は今後も観光資源として重要な場所と考えます。温泉周辺の環境整備やキャンプ場施設の整備、冬の観光集客の考えは。

議 町  
長

町長

「本町の移住促進と観光振興について」の御質問にお答えします。1点目の御質問については、移住促進や観光振興を図る上で、まずは本町を知ってもらい、足を運んでいただくことが重要であることから、これまでも様々な知名度向上対策に取り組んできたところです。今後においても、引き続き町ホームページやSNSなどにより、一人でも多くの方々に本町を訪れていただけるよう本町の魅力を発信してまいります。また、本町に観光で訪れた方が移住のきっかけづくりになるよう町内周遊などの施策に取り組んでまいります。

2点目の御質問については、令和4年度より地域おこし協力隊員1名を採用し、移住相談をはじめ、移住体験住宅の運営管理、住宅を活用した移住者同士の交流会や本町を訪れた方への体験型観光などの企画により、移住者を迎える仕組みづくりを進めたいと考えています。また、活動後の展開については、移住観光事業の起業化へとつながることを期待しています。

3点目の御質問については、南幌温泉は本町の観光拠点施設であることから、周辺環境整備については、公園用地を活用したキャンプ場の整備を含め検討してまいります。また、冬の観光集客については、新型コロナウイルス感染症の状況を見極めながら、南幌温泉の指定管理者と連携し、冬のアウトドア等の観光集客策を検討してまいります。

2番 佐藤 妙子議員。

議 長  
佐藤議員  
(再質問)

再質問させていただきます。観光周遊やSNSなどで取り組んでいかれるということで、さまざまな形で期待しております。特に協力隊の方のお力はこれから観光振興の大きな原動力になるとも考えております。先日、たまたまユーチューブで南幌の上空を飛ぶドローンの空撮映像を見ることができました。上空から見る田園風景や夕張川の迫力に圧倒されまして、今後南幌の隠された自然の中の観光資源をアピールする材料としては大きなツールになるのではないかと、そのように感じました。しかし、南幌のホームページでそれを見たいと探したところ、何回も探してもなかなか出てきませんでした。やっと出てきたんですけども、ドローンを飛ばしている動画の撮影、ドローンを飛ばせるスポットがありますよということを書いているだけで、どこにあるのか、どのような内容なのかという詳しいことが書いてありませんでした。動画が見たかったですけれど、動画もありませんでした。やっぱり今までとは違う、新しいドローンという活用で町を紹介されているので、本当に多くの方に見ていただかないともったいないと感じました。やっぱりホームページを見たときに、すぐに南幌町のことがどういうところなのかということがすぐ分かるような、やっぱりそういう発信の仕方は必要ではないかなと、そのように感じました。もっとこれからもドローンを活用した町の紹介を進めていただきたいと思いますが、まずそのホームページのトップにドローンの空撮映像や案内など載せるといったことはどうかと思います。それで

また初心者でも今、簡単に使用できるドローンもございますので、南幌のリバーサイドに体験できるエリアを設けて、観光誘致に向けてはどうかと考えております。

2番目ですけれども、今後できる体験住宅、加速化プランの中では、地域おこし協力隊が観光コンシェルジュとして管理していきますとございました。そのような新しい試みは、南幌を発信していくということでは、南幌のイメージがより田園文化の町に近づいていくものと私は感じます。大変期待もしていますし、その観光コンシェルジュは何物かと言いますと、この目的というのは、来訪者に対して訪問先の充実した時間と安らぎを提言するとありました。この体験住宅も、今後さまざまな取り組みを考えていただいて、観光コンシェルジュを中心に進めていただくようになるのではないかと思います。例えば、今までは移住体験住宅は、ある程度何カ月か長期の滞在の方が多かったわけですけれども、今後も子どもたちの休みの土日だけや、休みの数日間宿泊するなど、今まで南幌でこれまで取り組んでいないような新しいユニークな体験メニュー、例えば周遊とありましたけれども、ダイヤモンドタクシーを利用した南幌ツアーなど、そういう取り組み、今後協力隊の方は本当に一生懸命南幌のために働いてくださると思うんですけれども、ぜひ、町の若い職員のアイデアも取り入れて、取り組んでいただきたいなと思っております。

3番目ですが、南幌温泉は町外からの評判も良く、特に泉質がいいということで愛好家も多いわけですけれども、観光の顔と言ってもいいと思っておりますけれども、ただ、江別方面から来まして一番最初に南幌温泉の入り口の付近の側溝、今は長幌浄水場が建っている脇ですが、ここは町有地だと思うんですけれども、ごみが散乱しておりまして、何度か担当課にお願いして対処していただいたんですけれども、やっぱり入ってすぐにごみがあるというのは温泉のイメージダウンにつながると思うんですね。そういう部分では、その環境整備、観光の基本なので管理をしっかりしていただきたいなと思っております。

次に、ここからは観光事業の提案を3点ほどさせていただきます。最初に1点目ですが、南幌温泉の駐車場の野菜直売所の裏には広い芝生がございます。きれいに整備された芝生ですが、なかなか人が利用されておりません。幼児用のブランコや滑り台などの遊具を設置して、ファミリーと一緒に楽しめる場所になると思いますので、そのお考え。また2点目は、キャンプ場は今後需要が伸びていく観光産業だと思います。先ほどの町長のお話も、これから検討していただけるというお話だったんですが、どのようなキャンプ場をイメージされるのかというのが2点目です。3点目が、冬の観光もこれから考えていくべきかと。先ほどは冬のアウトドア等の観光集客を検討しますということだったんですけれども、南幌には本当に珍しい冬の樹氷があります。本当に冬の厳寒の早朝に枝や木に凍り付いてできる樹氷の大きさ、荘厳さというのは、町外の人たちはすごく驚きます。町内にいる私たちは

毎年のことなのできれいだなと思うぐらいなんですけれども、その樹氷スポットが町内には何カ所かございますので、ホームページやSNSなどでお知らせしてぜひ早朝に来てくださいと。帰りには南幌温泉の朝風呂へいかがですかと、そういうような取り組みもいいのではないかなと思います。この3点です。よろしくお願いします。

議 長  
町 長  
(再答弁)

町長。

1点目でございますが、現在の地域おこし協力隊員2名採用のうち1名の方がドローンの資格を取ってそして編集を行ってということで、非常に優れた技術を持ってユーチューブにあげられております。それらの取り組みをいかに町のほうのPRに結びつけていくかということかと思えますけれども、ホームページへの空撮の取り入れは可能なようでございますので、ただし事業費が発生するものですから、そういうものも確認しながら検討してまいりたいと思います。

2点目の移住体験住宅を含めましたものでございますけれども、移住を促進するための企画や相談、または観光体験を取り入れた事業展開を目指していくために、来年度、令和4年度に地域おこし協力隊員1名の採用を予定しております。そこで現在の移住体験住宅2戸については、御承知のとおり老朽化してございまして、新たな移住体験住宅の整備を今検討してございまして、その中でみどり野団地のインフォメーション機能を兼ねた形で業務が行えないのか、そのようなことも予定してございます。そのなかでそういう取り組みも行っていきたいと思えますけれども、移住体験住宅、コロナ禍前では例年30名から40名程度の方の利用がありました。しかし、どちらかという観光滞在型で利用をされる方が多くて、移住にはなかなか結びついていないというのが実態なものですから、それらの解消、どんな形がいいのか、そういうような方向で進めていかなければならないのかなと思ってございます。

続いて、南幌温泉の件でございますけれども、南幌温泉、以前から少し利用者数が減少傾向になってきてまして、加えて昨年からのコロナ禍ということで利用者の減少が現在は著しい状況でございますけれども、近年はキャンプなどのアウトドアの形が多様になってございまして、また幅広い年代で親しまれてございまして、その傾向はこれからも続くものと思っております。温泉周辺でのキャンプ場整備につきましては、議員おっしゃっているのは、きらら公園の直売所の裏手ということで、きらら公園というところかと思えますけれども、その場所がいいのかどうなのか、それらも含めまして、小規模のキャンプサイトといえますか、そのようなものになろうかと思えますけれども、指定管理者ともその辺について検討を進めてまいりたいと思えます。また、冬の集客につきましては、イベント等に関しましてはまだコロナ禍ということで今シーズンはちょっと難しいところもあろうかと思えますけれども、冬の集客策としましては、議員言われたような樹氷がいいのか、または寒さ体験がいいのか、ワカサギ体験を絡めたものがあるのか。以前

は冬キャンプを指定管理者のほうで実施した経過もございますので、いずれにしても、どのような集客がいいのか指定管理者とより検討してまいりたいなと思っておりますので、御理解いただければと思います。

議 長  
佐藤議員  
(再々質問)

2番 佐藤 妙子議員。

再々質問させていただきます。今、いろいろと町長のほうからお話しいただきまして、新しい南幌の様子が少し見えてきたような、そういう気持ちでございます。私はこのたびの、第2次南幌町行財政改革実行計画の中で、本町がこの観光定住に向けて絶対に成功させたいという意気込みをすごく感じたんですね。しかし、ホームページの冒頭にある、最初にある、「山も海もない、ただ自然がある」というキャッチフレーズにどうやって町は観光振興を進めていくのかなという、そういう戸惑いもございました。子育て世代のきた住まいるヴィレッジ事業、工業団地の好調な売れ行き、高規格道路の延伸、ボールパークの開業、誘客施設構想と今追い風が来ているここで観光の役割というのはすごく大きく発揮されると感じております。そういう部分で本日質問させていただきました。行政が観光振興を進めるというところでは、民間企業とは違いとても悩むところはあると思います、正直。ですが、伝わることは本当に難しいと思います。一生懸命伝えていても伝わらなければ意味を呈していない、そういう厳しさもございます。その中でも、今回御存じだと思うんですが、南幌グルメナイトマップ、皆さんも見られた方も多いのではないかと思うんですが、本当にこのマップには私もちょっと感動しました。それは開いた途端、開いた瞬間、知りたい情報がすぐ飛び込んできます。お店のこれがおいしいですよ、金額で、本当にこれが伝えることなんだな、伝わることなんだなというふうに感じたんですが、これを見て誰もが一度行ってみたいなというふうに思わせる、そういう内容です。伝わるということは、こういうことということによって学ばせていただいたんですがけれども、ぜひとも本町も連携している大学の学生などの意見なども聞いて、また民間企業のアイデアも取り入れて、新しい感覚を取り組んで観光振興を進めていただきたいと。伝えるという、伝わるということも含めて、町長のお考えをお聞きいたします。

議 長  
町 長  
(再々答弁)

町長。

当然人を呼び込むためには、まずはキャッチフレーズが大事かなと思います。また議員言われたように、伝わらない情報を出しても意味がないといえますか、そんなようなことも肝に銘じながら進めていきたいと思っておりますけども、大学生、民間企業との連携といえますか、そのようなもの、幸いに本年、恵庭市の北海道文教大学と連携協定を締結することができましたので、大学生とはこれから交流も深まり、町に訪れていただく機会も当然あるかと思っております。そのような機会も活用しながら、また来年度から第6期総合計画の後期計画がスタートいたします。そんな中で今、各課横断的な検討を進めておりますけど

も、そのようなことで新しいような発想も含めまして、現在は策定の準備を進めているところでございます。その素案につきましては1月中には皆さまにはお示しできると思っておりますので、またその中でも、斬新的なものになるかどうかわかりませんが、そういうような新しい発想なんかも盛り込んでいくことも考えておりますので、そのことも御承知おきいただきながら御理解いただければと思います。

議 長

ここで13時まで休憩をしたいと思います。

(午前11時48分)

(午後1時00分)

議 長  
佐藤議員

休憩を閉じ、会議を再開させていただきます。

2問目の質問をさせていただきます。子どもを健やかに産み育てるための支援は、少子高齢化が加速し、子育てをめぐる環境が厳しさを増しつつある中で、子育て世代の経済的負担は、家計に大きく影響を及ぼすと考えます。

本年度の町政執行方針で町長は「子育て一人ひとりの健やかな成長を育むために妊娠期から子育て期に係わる機関が相互に連携し、町全体で子育て支援に取り組むとともに、子育て世代の経済的負担の軽減を図ります。」と述べられました。これまでも本町では子育て支援米、ファミリー・サポート・センター事業、最近では病児・病後児保育などで乳幼児に優しい取り組みを行ってききましたが、一時的に負担の集中する妊産婦や、乳幼児の経済負担を町で応援することが必要と考えます。そこで町長に3点伺います。

1、本町には産婦人科がないことから、町外の医療機関を受診する時のタクシー代を助成する考えは。

2、町民の誕生を祝福し、子育て世帯の経済的負担を応援するために紙おむつの購入費を助成する考えは。

3、災害が発生した場合、ガス、水道が使用できなくなると、ミルクや離乳食を作ることが困難になります。災害時に即時に対応できるよう液体ミルクの備蓄の考えは。

議 長  
町 長

町長。

「子どもを健やかに生み育てるための支援は」の御質問にお答えします。1点目の御質問については、現在、町では新型コロナウイルス対応経済対策支援として、「妊婦あんしん支援金事業」により緊急的な経済的支援を行っています。本町には、産婦人科の医療機関がないことから、妊産婦は近隣市の産婦人科に家族の方と自家用車で通院しており、タクシーの利用に係る経済的な負担も少ないことから、タクシー代の助成を行う考えはありません。

2点目の御質問については、第2期子ども・子育て支援事業計画の策定に向けたアンケート調査において、紙おむつの購入費助成に対するニーズは高くないことから助成を行う考えはありませんが、訪問や健診を通して、必要な方に災害備蓄品を活用した支援を行ってまいります。

議 長  
佐藤議員  
(再質問)

3点目の御質問については、災害備蓄品については、災害備蓄品整備計画に基づき整備を進めているところです。液体ミルクについては、現在は備蓄していませんが、賞味期限が長い商品も開発されていることから、今後整備してまいります。

2番 佐藤 妙子議員。

再質問させていただきます。1番目のタクシー助成券ですが、その助成の考えは今のところはないという考えではありましたが、まず出産まで妊産婦健診は14回あります。経済的な理由で健診を受けられないということは今は少なくなりました、14回全て助成されているので経済的な理由で健診を受けられないということは今はなくなりました。一番近い産婦人科は江別市立病院ですね、この辺でいうと。それでタクシー代を調べましたところ片道3,500円ぐらいかかるということです。これではタクシー代の負担が大きくなって、やはり健診はいいけれども、タクシー代が往復で7,000円、タクシーで行かなければならないということになると、7,000円もかかるということで、健診をためらう方がいないとは言えないと思います。町のアンケートでも必要だと思う子育て支援策は、母子保健サービスや小児救急医療の充実が14.7%と一番多い状況でした。妊産婦の健康はそのお腹の胎児の健康と一体ですし、出産にはあらゆる想定外のことが考えられると思います。それで、先ほど御答弁いただきました、家族が車で送ります、経済的負担が少ないから大丈夫ですというお考えはどうなのかなという思いでいます。経済的な理由で本当に検診をためらうことのないような、安心して出産に望めるような町のサポートをするためにもタクシーの助成券は必要だと思うんですね。再度、町長にお考えをお伺いいたします。

2番目の紙おむつですが、この紙おむつの質問は令和元年第2回の定例会で質問させていただきました。そのときに、経済的支援を望む方は多いけれども紙おむつのニーズがないということで、また町としても幼児教育の無償や教育費の無償などを行っているという御答弁でございました。今回も同じような形だとは思いますが、紙おむつは贅沢品ではなく必要とするものであって、私は経済的支援に含まれるのではないかと考えております。使用期間というのも、誕生してから長くて2年、1、2年です。この頃がやっぱり子育てする上で一番出費が多くて、経済的にも大変な時期であるということをお聞きしております。それで、新生児のおむつ替えは平均して1日10枚から15枚ぐらいで、価格が1枚30円、平均ですけれども、一月に換算すると、赤ちゃん1人あたり紙おむつ代だけで1万4,000円ほどになるわけでありまして。全額でなくても、どうしてもだめだといふのであれば、全額でなくても一部助成でもいいので、やはり子育てを応援してくれる、応援していただけるというのは、子育て世代の親たちにとってはとても助かるものではないかと思っております。その部分で再度町長にお伺いいたします。

液体ミルクですけれども、備蓄していただけるということで大変喜ばしい限りです。この液体ミルクも、予算委員会の中で何度か質問したときに、今までは賞味期限が短くて在庫管理がしにくいということでもございました。ですが、最近では1年以上もつものもございまして、保存としては備蓄できるものとして考えていただけたのかなと思っております。液体ミルクが注目されたのは2011年の東日本大震災で、断水により粉ミルクを溶くための安全な水を求めて苦労した家庭がたくさんあったということと、2016年の熊本地震でフィンランド産の液体ミルクが配布されて、その利便性に注目が集まって、それらの出来事に後押しされて、それまでは国内では製造されていなかったわけですけれども、それをきっかけに国内で製造販売されたというお話を聞いております。開発が大きく進み、価格も手頃になりました。備蓄していただくというお話でしたので早急な備蓄をお願いしたいと思います。私からは1番、2番の質問をさせていただきたいと思っております。

議 長  
町 長  
(再答弁)

町長。

佐藤議員の再質問にお答えします。まず、妊産婦の通院の際のタクシー代の助成でございますけれども、議員言われるように、妊娠から出産までの間の受診や健診などの通院の回数は14回程度と聞いてございます。本町の多くの方は江別市内の産婦人科を利用されております。町の聞き取りによりますと、病院への通院方法は本人が自家用車で運転していく、または出産が近い場合などは家族が送迎するというのが大半のケースでございます。本町から江別まで、自家用車を利用しての通院には特段経済的な負担は生じないと。また検診をためらうような状況ではないということで、現時点ではタクシー代の調整は考えてはおりません。

2番目の紙おむつの件でございますけれども、議員も言われますとおり、本町の経済的支援としまして、現在子育て支援米、小学生までの医療費無料化及び中学生までの1割負担、学校給食費の補助など、十分ではございませんけれども子育て世代の経済的負担の軽減を図ってございます。現在の災害備蓄用としては紙おむつを備蓄しております。更新のタイミングとしましては5、6年と考えておりまして、数量に限りがございますが、それらを有効的に活用していきたいと思っております。また、議員も言われたとおり、近年は幼児教育の無償化も進みました。また、現在国においては、18歳以下の子どもに対する10万円相当の給付や住民税非課税世帯への10万円の給付なども審議をされてございますので、そのことも考えあわせて、紙おむつについては現在のところ考えてはございません。

液体ミルクにつきましては、今、粉ミルクと同等のものが開発されましたので、これについては早急に整備を進めたいと思っております。以上です。

議 長  
佐藤議員

2番、佐藤 妙子議員。

再々質問させていただきます。この子育て支援については、今、政

(再々質問)

府のほうでもこども庁を創設し、早期に検討に着手すると明記されております。2020年の出生数が84万人と過去最少を更新する中で、安心して結婚、妊娠、出産、子育てができる環境整備に取り組むと強調しているわけでございますけれども、国ではできない、一人ひとりに寄り添うようなことをできるのは町だと思います。町でできないようなハードなことをするのは国でやるべきかとは思いますが、国ではできない一人ひとりに寄り添うことは、やはり本町でもできるのではないかと。出生率が年間に30名から40名にいかない人数の中で、十分にいろんな形で子育て支援ということで寄り添う形で支援はされているとは思いますが、切れ目ない子育て支援ということで、町としてもうたっておりますので、できる範囲の中でというか、全額でなくてもその一部でもできるのではないのかなというふうに思います。

それで、その中でもどうしてもできない、ちょっと厳しいということであれば、紙おむつを捨てる専用のごみ袋があるんですが、ほかの市町村でも助成はしております。ごみ袋を2歳まで使うと20リットルのごみ袋で年間100枚使用するわけです。その中で、ぜひそのごみ袋であればやっていただけるのではないかなという思いではございますが、そのこのところの御答弁をいただきたいと思っております。

それともう1点、先ほどの紙おむつですけど備蓄した中にもあるので、残ったものとかそういうのも利用していただけるというお話だったのでのではないかなと思うんですけども、避難場にある備蓄品の中で、例えば哺乳瓶や先ほど言った紙おむつ、紙おむつ以外の哺乳瓶や下着、肌着、また母親が使うような生理用品、やっぱり数年経つと劣化するおそれがございます。そういう部分も、ぜひコロナ禍で経済困窮している方へ、子育て世代の方たちへお渡しするという事は考えていただけるのかどうか、この2点お聞きいたします。

議 長  
町 長  
(再々答弁)

町長。

佐藤議員の再々質問にお答えいたします。子どもの支援につきましては、町にとって大きな施策として進めてございます。一人ひとりに寄り添って、切れ目ない施策を実現していくということは、以前から町で特に大事なこととしておりまして、それについては現在も変わりございません。そこで、紙おむつ、または妊産婦のタクシー代の助成、これについては、そこで私は直接それをしなければ町民に寄り添ったものを提供していないということにはならないと思っておりますので、これはまた別な角度ではないかなと思っております。

また、紙おむつの専用のごみ袋、今御提言いただきましたので、今ここでしますということはなかなかお答えできませんけれども、これからの検討事項とさせていただきます。また備蓄品の中で使えるものを有効的な活用、これは当然町としても考えてございますので、その備蓄品にそれぞれ更新時期がございますので、その更新時期にあわせた形で、必要とされる方にそういうものを提供していけるような体制をつくってまいりたいと思っておりますので、御理解いただきますよ

議 長 うお願いします。  
 以上で、佐藤 妙子議員の一般質問を終わります。  
 以上で一般質問を終結いたします。

局 議 町 長 ●日程5 議案第55号 功労表彰についてを議題といたします。  
 局長より朗読させます。  
 (朗読する。)  
 理事者より提案理由の説明を求めます。町長。  
 ただいま上程をいただきました議案第55号 功労表彰につきまして、提案理由を申し上げます。  
 久保 直忠氏は、固定資産評価審査委員会委員として9期25年間にわたり在職され、この間、委員長として6年間歴任されるなど、地方自治の発展に多大な功績がございます。  
 橋本 寛氏は、消防団員として42年間勤められ、その間、分団長を2年、副団長を3年間歴任されるなど、地方自治の発展に多大な功績がございます。  
 松田 保則氏は、交通安全指導員として30年間勤められ、その間、指導員会副会長を3年間歴任されるなど、地方自治の発展に多大な功績がございます。  
 以上、3名の方々を表彰条例に基づき表彰いたしたく、表彰審議会に諮問し、答申をいただいたものです。  
 功労表彰について御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議 長 お諮りいたします。本案につきましては、この際質疑討論を省略し直ちに採決したいと思いますが御異議ありませんか。  
 (なしの声。)  
 それでは採決いたします。  
 議案第55号 功労表彰については、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。  
 (なしの声。)  
 御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

町 長 日程6 議案第56号から日程7 議案第57号の2議案につきまして関連がございますので一括提案をいたします。  
 ●日程6 議案第56号 令和3年度南幌町一般会計補正予算(第5号)  
 ●日程7 議案第57号 令和3年度南幌町下水道事業特別会計補正予算(第1号)  
 以上、2議案を一括して議題といたします。  
 理事者より提案理由の説明を求めます。町長。  
 ただいま上程をいただきました議案第56号及び議案第57号の2

議案につきまして、提案理由を申し上げます。

初めに、議案第56号 令和3年度南幌町一般会計補正予算（第5号）につきましては、歳出では、ふるさと応援基金積立金の追加、保育所等運営補助事業費の追加、新型コロナウイルスワクチン接種事業費の追加、燃料価格高騰に伴う公共施設燃料費の追加、歳入では、歳出補正予算の各事業に係る国庫補助金及び道補助金の追加、企業版ふるさと応援寄付金の追加が主な理由です。その結果、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3,907万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ72億5,922万4,000円とするものです。

次に、議案第57号 令和3年度南幌町下水道事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳出では、江別市汚水処理に係る経費負担金、維持及び計画策定に係る委託料の減額、歳入では、一般会計繰入金金の減額、繰越金、消費税過年度還付金の追加が主な理由です。

その結果、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ179万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,536万5,000円とするものです。

議案第56号につきましては副町長が、議案第57号につきましては都市整備課長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長  
副町長

内容の説明を求めます。副町長。

それでは、議案第56号 令和3年度南幌町一般会計補正予算（第5号）の説明を行います。

初めに、歳出から説明いたします。12ページをごらんください。2款総務費1項1目一般管理費、補正額800万円の追加です。ふるさと応援寄附事業で、令和2年度先行予約受付分に係る返礼品経費を追加するものです。

3目財産管理費、補正額120万円の追加です。財産管理経費で、企業版ふるさと応援寄附金を積み立てるものです。

4目企画振興費、補正額589万9,000円の追加です。企画振興費で、ポータルサイトからの企業版ふるさと応援寄附金納付に係る委託料の追加。学生支援推進事業で、ガバメントクラウドファンディングによる寄附金納付に伴う委託料及び助成申請のあった大学2校、高校1校、専門学校1校に対する助成金の追加。誘客交流拠点施設整備事業で、資材費高騰による建設事業費の影響額を当初計画の施設整備費の範囲内で調整するため、施設規模及び一部レイアウトの見直しを行う基本設計修正業務委託料の追加。次ページにかけて、北海道日本ハムファイターズ応援大使事業で、本町の応援大使が決定したことから、啓発用懸垂幕等の作成に要する経費を追加するものです。

5目企業誘致推進費、補正額1,187万円の減額です。企業誘致推進事業で、企業立地等奨励金の確定による減額です。なお、交付実績といたしましては、事業用設備等整備奨励金として1社、3,32

4万円。企業立地奨励金として、1社、248万円を交付しています。

次に、3項1目戸籍住民基本台帳費、補正額26万4,000円の追加です。戸籍住民経費として、戸籍情報の連携に係るシステム改修経費を追加するものです。

次に、3款民生費2項1目児童福祉総務費、補正額59万3,000円の追加です。児童福祉総務経費で、令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金給付事業に係る過年度返還金です。

2目児童措置費、補正額126万5,000円の追加です。児童手当支給経費で、法改正に伴う児童手当システムの改修に要する経費を追加するものです。次ページにまいります。

3目保育所費、補正額2,105万3,000円の追加です。保育所等運営補助事業で、新型コロナウイルス感染対策を講じながら事業を行う保育所、認定こども園に対する補助金、及び保育所、認定こども園における乳児から2歳児までの利用者の増加に伴い保育施設等給付費を追加するものです。

次に、4款衛生費1項1目保健衛生総務費、補正額53万7,000円の追加です。母子保健事業で、特定不妊治療、妊婦一般健診、妊婦超音波検査の助成について、申請件数の増加に伴い追加するものです。

2目予防費、補正額1,869万4,000円の追加です。成人保健事業で、マイナポータルを活用した健診情報管理を行うためシステム改修に要する経費を追加するものです。

新型コロナウイルスワクチン接種事業で、3回目追加接種に係る経費として、次ページにかけまして、接種委託料、システム改修費、システム使用料、時間外・休日の医療従事者派遣補助金などの経費を追加するものです。

5目保健福祉総合センター管理費、補正額199万1,000円の追加です。保健福祉総合センター管理経費で、燃料価格高騰により燃料費を追加するものです。次ページにまいります。

5款農林水産業費1項3目農地費、補正額188万4,000円の追加です。土地改良事業経費で、道央圏連絡道路整備に伴う鶴城地区農道用地補償費等の経費を追加するものです。

4目機場施設管理費、補正額はありません。財源内訳を変更するものです。

次に、2項1目林業振興費、補正額49万5,000円の追加です。林業振興経費で、南15線防風林の枝払い作業に要する経費を追加するものです。

次に、6款商工費1項2目ふるさと物産館管理費、補正額63万円の追加です。ふるさと物産館管理経費で、燃料価格高騰により燃料費を追加するものです。次ページにまいります。

7款土木費3項3目公共下水道費、補正額1,696万1,000円の減額です。下水道特別会計繰出金で、詳細は後ほど特別会計補正

予算で説明いたします。

次に、4項1目住宅管理費、補正額319万4,000円の追加です。道公営住宅受託管理事業で、柳陽団地道営住宅の電気温水器、ガス給湯器を更新するものです。

次に、9款教育費1項3目教育振興費、補正額608万7,000円の減額です。中学生国際留学プログラム事業で、本年度、参加申込者がなく事業が中止となったため事業費を減額するものです。次ページにまいります。

大学生等生活支援金給付事業で、事業確定に伴い減額するものです。

5目通学バス運営費、補正額40万7,000円の追加です。通学バス運営事業で、燃料価格高騰により燃料費を追加するものです。

次に、2項1目学校管理費、補正額287万7,000円の追加です。小学校の校舎管理経費で、燃料価格高騰による燃料費、並びにエアコン設置に伴う電気量の増加により光熱水費を追加するものです。

次に、3項1目学校管理費、補正額220万円の追加です。中学校の校舎管理経費で、燃料価格高騰により燃料費を追加するものです。次ページにまいります。

4項6目生涯学習センター管理費、補正額102万4,000円の追加です。生涯学習センター運営経費で、燃料価格高騰により燃料費を追加するものです。

次に、5項3目給食センター運営費、補正額178万2,000円の追加です。給食センター運営経費で、燃料価格高騰による燃料費及び食器洗浄機の修繕等に要する経費を追加するものです。

続きまして、歳入の説明をいたします。9ページをごらんください。15款国庫支出金1項1目民生費国庫負担金、補正額945万円の追加です。8節児童福祉費国庫負担金で、保育所、認定こども園に係る給付費負担金です。

2目衛生費国庫負担金、補正額850万2,000円の追加です。1節保健衛生費国庫負担金で、新型コロナウイルスワクチン接種事業に係る負担金です。

次に2項1目総務費国庫補助金、補正額26万4,000円の追加です。2節戸籍住民基本台帳費国庫補助金で、戸籍副本データ委託業務に係る補助金です。

2目民生費国庫補助金、補正額221万5,000円の追加です。2節児童福祉費国庫補助金で、保育所等での新型コロナウイルス感染対策に対する補助金及び児童手当システム改修に係る補助金です。

3目衛生費国庫補助金、補正額894万円の追加です。1節保健衛生費国庫補助金で、健康管理システム改修、及び新型コロナウイルスワクチン接種事業に係る補助金です。

次に、16款道支出金1項1目民生費道負担金、補正額279万6,000円の追加です。10節児童福祉費道負担金で、保育所、認定こども園に係る給付費負担金です。

2目土木費道負担金、補正額319万4,000円の追加です。1節住宅管理費道負担金で、道公営住宅温热水器等更新に係る負担金です。次ページにまいります。

16款道支出金2項2目民生費補助金、補正額54万9,000円の追加です。6節児童福祉費道補助金で、保育所等での新型コロナウイルス感染症対策に係る補助金です。

3目衛生費道補助金、補正額312万4,000円の追加です。1節保健衛生費道補助金で、時間外・休日のワクチン接種医療従事者派遣事業に係る補助金です。

4目農林水産業費道補助金、補正額226万2,000円の追加です。1節農業費道補助金で、機場施設管理事業費に係る補助金です。

次に、17款財産収入2項1目不動産売払収入、補正額2万円の追加です。1節土地建物売払収入で、旧夕張川右岸築堤工事に伴い、農道を国に売却したものです。

2目物品売払収入、補正額16万4,000円の追加です。1節物品売払収入で、更新に伴い、不要となった公用車1台を売却したものです。次ページにまいります。

18款寄附金1項1目一般寄附金、33万円の追加です。1節一般寄附金で、第12区 三好 富士夫様より叙勲受賞に際し30万円。町外在住の匿名の方1名より3万円の寄附をいただいたものです。

3目ふるさと応援寄附金、120万円の追加です。企業版ふるさと応援寄附金として、札幌市 株式会社中山組様より100万円。東京都 瀬戸株式会社様より10万円。町外匿名の企業1社より10万円の寄附をいただいたものです。

次に、19款繰入金1項1目財政調整基金繰入金、補正額447万7,000円の減額です。財源調整を行うものです。

3目ふるさと応援基金繰入金、補正額54万6,000円の減額です。中学生国際留学プログラム事業の中止、学生支援推進事業費の追加により財源調整を行うものです。

次に、21款諸収入5項3目農林水産業収入、補正額52万8,000円の減額です。1節農林水産業収入で、機場施設管理事業費について国庫補助金が採択となったことから減額するものです。

5目雑入、補正額161万2,000円の追加です。1節雑入で、鶴城地区農道用地補償費の確定による追加、中学生国際留学プログラム事業の中止により参加料を減額するものです。

以上、歳入歳出それぞれ3,907万1,000円を追加し、補正後の総額を72億5,922万4,000円とするものです。

以上で、議案第56号の説明を終わります。

議長  
都市整備課長

都市整備課長。

次に、議案第57号 令和3年度南幌町下水道事業特別会計補正予算（第1号）の説明を行います。

初めに、歳出から説明いたします。9ページをごらんください。1

款下水道事業費 1 項 2 目管理費、補正額 3 9 万 3, 0 0 0 円の減額です。1 2 節委託料は、汚水処理に係る施設管理業務の入札執行残による減額です。1 8 節負担金補助及び交付金は、江別市汚水処理に係る起債償還負担金の額の確定による追加です。

3 目建設費、補正額 1 3 9 万 7, 0 0 0 円の減額です。1 2 節委託料は、下水道ストックマネジメント基本計画策定業務の入札執行残による減額です。

2 款公債費 1 項 1 目元金、補正額はありません。財源内訳を変更するものです。

続きまして、歳入の説明をいたします。7 ページをごらんください。1 款分担金及び負担金 1 項 1 目下水道事業負担金、補正額 3 万 7, 0 0 0 円の追加です。2 節管理費負担金は、道住宅供給公社からの江別市公共下水道事業に対しましての工事負担金に係る起債償還額の確定によるものです。

3 款国庫支出金 1 項 1 目下水道事業費国庫補助金、補正額 6 8 万 5, 0 0 0 円の減額です。1 節下水道事業費国庫補助金は、社会資本整備総合交付金の確定により減額するものです。

4 款繰入金 1 項 1 目一般会計繰入金、補正額 1, 6 9 6 万 1, 0 0 0 円の減額です。歳出の精査及び歳入では、負担金、繰越金、雑入の確定により減額するものです。

5 款繰越金 1 項 1 目繰越金、補正額 1, 1 6 0 万 9, 0 0 0 円の追加です。令和 2 年度事業会計の繰越金の確定によるものです。次ページにまいります。

6 款諸収入 2 項 1 目雑入、補正額 4 2 1 万円の追加です。消費税申告の誤りにより、平成 2 7 年度から令和元年度更正分の過年度還付金の追加です。

以上、歳入歳出それぞれ 1 7 9 万円を減額し、補正後の総額を 2 億 1, 5 3 6 万 5, 0 0 0 円とするものです。

以上で、議案第 5 7 号の説明を終わります。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑にあたりましては議案ごとに行います。

初めに、議案第 5 6 号 令和 3 年度南幌町一般会計補正予算（第 5 号）についての質疑を行います。

（なしの声。）

御質疑がありませんので、議案第 5 6 号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第 5 7 号 令和 3 年度南幌町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）の質疑を行います。

（なしの声。）

御質疑がありませんので、議案第 5 7 号についての質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本 2 議案につきましては、この際討論を省略し

直ちに採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

(なしの声。)

それでは採決いたします。採決にあたりましては議案ごとに行います。

議案第56号 令和3年度南幌町一般会計補正予算(第5号)については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議案第57号 令和3年度南幌町下水道事業特別会計補正予算(第1号)については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

●日程8 議案第58号 令和3年度南幌町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町長 ただいま上程をいただきました議案第58号 令和3年度南幌町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)につきましては、歳出では、基金積立金の追加、過年度分保険給付費等交付金償還金の追加、歳入では、基金繰入金の減額、令和2年度繰越金確定に伴う追加が主な理由です。その結果、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ923万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億7,037万6,000円とするものです。

詳細につきましては、住民課長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長 内容の説明を求めます。住民課長。

住民課長 それでは、議案第58号 令和3年度南幌町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について御説明いたします。

初めに、歳出の説明をいたします。8ページをごらんください。

7款基金積立金1項1目基金積立金、補正額849万6,000円の追加です。令和2年度決算において繰越金が確定したため、財源調整後の余剰金を国民健康保険事業特別会計基金に積み立てるものです。これにより、令和3年度末基金残高は1億3,429万2,000円となる見込みです。

次に、9款諸支出金1項1目保険税等還付金、補正額20万円の追加です。資格遡及喪失などの件数の増加に伴い、保険税の過年度還付金を追加するものです。

2目保険給付費等交付金償還金、補正額54万1,000円の追加です。令和2年度保険給付費等交付金の確定に伴い、超過交付分を償還金として追加するものです。

次に、歳入の説明をいたします。7ページをごらんください。6款繰入金2項1目国民健康保険事業特別会計基金繰入金、補正額663万5,000円の減額です。令和2年度繰越金の確定に伴い、減額するものです。

次に、7款繰越金1項1目繰越金、補正額1,587万2,000円の追加です。令和2年度繰越金の確定によるものです。以上、歳入歳出それぞれ923万7,000円を追加し、補正後の総額を9億7,037万6,000円とするものです。

以上で、議案第58号の説明を終わります。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声。)

御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが御異議ありませんか。

(なしの声。)

それでは採決いたします。

議案第58号 令和3年度南幌町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

●日程9 議案第59号 令和3年度南幌町病院事業会計補正予算(第2号)についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町長 ただいま上程をいただきました議案第59号 令和3年度南幌町病院事業会計補正予算(第2号)につきましては、歳出では、在宅医療に係る経費の追加。歳入では、感染症拡大防止・医療提供体制確保支援に係る国庫補助金の追加、発熱者等診察・検査医療機関勤務環境改善支援に係る道補助金の追加が主な理由です。その結果、収益的支出では既定予算に200万7,000円を追加し、7億5,798万2,000円とし、収益的収入では既定予算に907万4,000円を追加し、7億8,307万8,000円とするものです。

詳細につきましては、病院事務長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長 内容の説明を求めます。病院事務長。

病院事務長 議案第59号 令和3年度南幌町病院事業会計補正予算(第2号)の説明を行います。初めに3ページをごらんください。収益的収入及び支出のうち収入について説明いたします。1款病院事業収益1項3目その他医業収益、補正額432万4,000円の追加です。1節医業相談収益で、新型コロナワクチンの3回目となります予防接種に関

する接種収入などを計上しています。内容につきましては一般会計で説明したとおりです。

次に、2項7目補助金、補正額475万円の追加です。1節国庫補助金で、新型コロナウイルス感染症拡大の防止と医療体制確保の支援に向けた補助金、補正額325万円の追加となっております。この補助金は、当初予算で計上しております新型コロナ対策用の消耗備品や医療廃棄物処理手数料などの財源として充当する予定です。2節道補助金で、発熱者診察及び検査医療機関における勤務環境の改善事業に対する補助金、補正額150万円の追加です。この補助金は、当初予算で計上しておりますオゾン発生器の購入や、新型コロナ対策用の施設修繕費の財源として充当する予定です。

次に支出について説明いたします。1款病院事業費用1項3目経費、補正額200万7,000円の追加です。19節賃借料で、在宅酸素濃縮装置162万2,000円、在宅持続陽圧呼吸療法機器7万7,000円、人工呼吸器22万円、シリンジポンプで8万8,000円の追加です。これは、この間の訪問診療が、当初予算で見込んでおります一月あたり30人を上回り、平均で40人台となっていることから、所要経費に不足が生じないように追加するものでございます。

1ページにお戻り願います。第2条 病院事業会計予算第3条で定めた収益的収入及び支出につきまして、病院事業収益の総額を7億8,307万8,000円に。病院事業費用の総額を7億5,798万2,000円に改めるものでございます。

以上で、議案第59号の説明を終わります。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声。)

御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、この際討論を省略し直ちに採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

(なしの声。)

それでは採決いたします。

議案第59号 令和3年度南幌町病院事業会計補正予算(第2号)については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

以上で、本日本日予定しておりました全ての議案審議が終了いたしました。明日10日午前9時30分まで延会といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって、明日10日午前9時30分まで延会といたします。

御苦労さまでした。

(午後 1時54分)

令和3年 第4回南幌町議会定例会（2日目） 会議録

令和3年12月10日（金）  
午前 9時30分 開会

1. 出席議員

1番	内田 恵子	2番	佐藤 妙子
3番	熊木 恵子	4番	西股 裕司
5番	志賀浦 学	6番	本間 秀正
7番	石川 康弘	8番	加藤 真悟
9番	川幡 宗宏	10番	細川 美喜男
11番	側瀬 敏彦		

2. 欠席議員

なし

3. 会議録署名議員

5番	志賀浦 学	6番	本間 秀正
----	-------	----	-------

4. 職務のため、会議に出席した者の職・氏名

事務局長	斉藤 隆	事務局主査	梶田 健太郎
------	------	-------	--------

5. 地方自治法第121条第1項により、説明のため会議に出席した者の職・氏名

町長	大崎 貞二	教育長	小笠原 正和
農業委員会会長	鍋山 洋一	監査委員	白倉 敏美

6. 町長の委任を受けて出席した説明員

副町長	小林 史典	総務課長	笠原 大介
まちづくり課長	藤木 雅彦	住民課長	藤田 雅章
税務課長兼出納室長	原田 光一	保健福祉課長	佐藤 由美子
産業振興課長	鈴木 潤也	都市整備課長	黒島 滋規
病院事務長	渡部 浩二		

7. 教育長の委任を受けて出席した説明員

生涯学習課長	浅野 茂
--------	------

8. 選挙管理委員長の委任を受けて出席した説明員

書記長（総務課長）	笠原 大介
-----------	-------

9. 公平委員長の委任を受けて出席した説明員  
公平委員会事務員（総務課長） 笠原大介
10. 農業委員長の委任を受けて出席した説明員  
農業委員会事務局長 砂田隆樹
11. 議事日程・会議に付した事件・会議の経過は別紙のとおり

議長 おはようございます。  
昨日より延会となっております令和3年第4回南幌町議会定例会をただいまより再開いたします。  
本日の出席議員数は11名でございます。直ちに本日の会議を開きます。

●日程10 議案第60号 南幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町長 ただいま上程をいただきました議案第60号 南幌町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定につきましては、健康保険法施行令の改正に伴い、本案を提案するものです。

詳細につきましては、住民課長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長 内容の説明を求めます。住民課長。

住民課長 それでは議案第60号 南幌町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について御説明いたします。

はじめに改正の概要について申し上げます。本条例の改正につきましては、健康保険法施行令等の一部を改正する政令が公布され、出産に伴う産科医療補償制度の見直しと合わせて、出産育児一時金の額が改正されたことに伴い、出産育児一時金について、政令に合わせて他の医療保険と給付の差が生じないように、本条例の一部を改正するものです。

それでは別途配布しています、議案60号資料 新旧対照表 をごらんください。左側が改正後の新条例、右側が改正前の旧条例、下線の箇所が改正部分です。

第6条の（出産育児一時金）において、出産育児一時金の額を改正前は加算額を含め42万円と規定していたものを、改正後は健康保険法施行令に合わせて40万8,000円に改め、ただし書きとして、1万2,000円を上限とする加算措置を規定するものです。なお、出産育児一時金に加算額を加えた支給総額では、改正前、改正後ともに42万円となり、変更はありません。

附則として、第1項 施行期日 この条例は、令和4年1月1日から施行する。次ページをごらんください。

第2項 経過措置 この条例の施行の日前の出産に係る南幌町国民健康保険条例第6条の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

以上で、議案第60号の説明を終わります。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。  
(なしの声。)

御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

(なしの声。)

それでは採決いたします。

議案第60号 南幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

●日程11 議案第61号 南幌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町長 ただいま上程をいただきました議案第61号 南幌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定につきましては、国の基準の改正に伴い、本案を提案するものです。

詳細につきましては、保健福祉課長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長 内容の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長 それでは、議案第61号 南幌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について、御説明いたします。

この条例は、認定こども園や保育所及び地域型保育所である小規模保育事業や事業所内保育事業などの運営基準について国の基準を踏まえて市町村が条例を定めているものです。この度の改正の趣旨としては、保育所等の事業者の業務負担軽減や保護者の利便性向上を図る観点から文書等の電磁的方法による対応も可能である旨の規定を追加するものです。

別途配布いたしました、議案第61号資料の新旧対照表にてご説明いたします。左側が新条例、右側が旧条例、下線の箇所が改正部分です。

第5条では、保育所等の施設が保護者等に対して行う内容及び手続の説明及び同意についてを規定しており、この度の改正により、第2項から第6項を削り、3ページ上段の第38条の特定地域型保育事業者が行う内容及び手続の説明及び同意についても、旧条例では第5条を準用することになっていたため削り、新条例の第53条に電磁的記録等に新たに追加するものです。

次の3ページ中段の第42条の第1項第3号では、特定教育や保育施設と0歳～2歳を受け入れる特定地域型保育事業者との連携につい

て規定しています。連携を図る必要がある子どもを明確にするために文言を追加するものでございます。

次の第53号では、3ページ下段から6ページにかけて、電磁的記録等について規定しており、保育所等の施設は、紙により保存されている書類や保護者から承諾を受けた場合の書面の提出又は交付などについて、電磁的方法により行うことを認める旨を明確にしたものです。

5ページ下段の第6項では、第2項から第5項の読み替えにより、保護者からの同意の取得に対しても電磁的方法を認めるものです。

附則として、この条例は、公布の日から施行する。

以上で、議案第61号の説明を終了します。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声。)

御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決したいと思っておりますが御異議ありませんか。

(なしの声。)

それでは採決いたします。

議案第61号 南幌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

●日程12 議案第62号 南幌町地域福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町長 ただいま上程をいただきました議案第62号 南幌町地域福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定につきましては、中央寿の家の廃止に伴い、本案を提案するものです。

詳細につきましては、保健福祉課長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長 内容の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長 それでは 議案第62号 南幌町地域福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について御説明いたします。

この条例は、本町に設置されている寿の家や福祉の家に関することを規定しており、この度の改正では、第15区の中央寿の家の解体が終了したことから、本条例を改正するものです。

別途配布いたしました議案第62号資料の新旧対照表にて御説明いたします。左側が新条例、右側が旧条例、下線の箇所が改正部分です。

第2条では、施設の名称及び位置を規定しており、第1号を削り、それ以降の号を繰り上げるものです。

議 長 附則として、この条例は、公布の日から施行する。  
以上で、議案第62号の説明を終了します。  
説明が終わりましたので、これより質疑を行います。  
(なしの声。)  
御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが御異議ありませんか。  
(なしの声。)  
それでは採決いたします。  
議案第62号 南幌町地域福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。  
(なしの声。)  
御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

町 長 ●日程13 議案第63号 南幌町都市公園及び南幌町町営球場の指定管理者の指定についてを議題といたします。  
理事者より提案理由の説明を求めます。町長。  
ただいま上程をいただきました議案第63号 南幌町都市公園及び南幌町営野球場の指定管理者の指定につきましては、指定期間の満了に伴い、新たに指定管理者の指定をするため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案を提案するものです。

議 長 詳細につきましては、都市整備課長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。  
都市整備課長 内容の説明を求めます。都市整備課長。  
議案第63号南幌町都市公園及び南幌町営野球場の指定管理者の指定について御説明いたします。

1、指定管理を行う公の施設の名称。元町児童公園からなんぼろ親水公園まで、都市公園25ヶ所及び南幌町営野球場。2、指定管理者となる団体の名称。南幌町栄町3丁目4番11号、南幌町建設業協会。3、指定の期間、令和4年4月1日から令和9年3月31日まで。  
内容につきましては、都市公園及び南幌町営野球場の指定期間が令和4年3月31日をもって満了となることから、新たに指定管理者を指定するため公募を行ったところ、申請者が現在の指定管理者である南幌町建設業協会、一事業者のみであり、指定管理者選定委員会において、プレゼンテーションなどの審査の結果、南幌町建設業協会が選定されたことから、本案を提案するものであります。  
以上で、議案第63号の説明を終わります。  
議 長 説明が終わりましたのでこれより質疑を行います。  
(なしの声。)  
御質疑がありませんので質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが御異議ありませんか。

(なしの声。)

それでは採決いたします。

議案第63号 南幌町都市公園及び南幌町営球場の指定管理者の指定については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

日程14 議案第64号及び日程15 議案第65号の2議案につきまして関連がございますので一括提案いたします。

●日程14 議案第64号 情報公開審査会委員の委嘱について

●日程15 議案第65号 個人情報保護審査会委員の委嘱について

以上2議案を一括して議題といたします。

局長に朗読させます。

(朗読する。)

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

ただいま上程をいただきました議案第64号 情報公開審査会委員の委嘱並びに議案第65号 個人情報保護審査会委員の委嘱につきましては、いずれも任期満了となるため、現委員であります、金子 隆文氏、門田 雅彦氏、中鉢 須美子氏、白倉 将繁氏、山崎 博氏の5名を再任いたしたく、本案を提案するものです。委嘱について、御同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

お諮りいたします。本案につきましては人事案件でございます。この際質疑討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが御異議ありませんか。

(なしの声。)

それでは採決いたします。採決にあたりましては議案ごとに行います。

議案第64号 情報公開審査委員会委員の委嘱については、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

議案第65号 個人情報保護審査会委員の委嘱については、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

局 長  
議 長  
町 長

議 長

●日程16 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

局長に朗読させます。

局  
議  
町  
長

(朗読する。)

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

ただいま上程をいただきました諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきましては、現人権擁護委員であります段坂 正登士氏が令和4年3月31日をもって任期満了となることから、後任として 藤井 弘子氏を諮問いたしたく、本案を提案するものです。御同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議  
長

お諮りいたします。本案につきましては人事案件でございます。この際質疑討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

(なしの声。)

それでは採決いたします。

諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、原案のとおり推薦することに異議なしとして答申することにいたしたいと思います。御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり推薦することに異議なしとして答申することに決定をいたしました。

●日程17 発議第15号 総務常任委員会、産業経済常任委員会、議会運営委員会所管事務調査についてを議題といたします。

3委員会の所管事務調査につきましては、定例会ごとの承認案件でございます。提案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり承認することに決定をいたしました。

ここで、9時55分まで休憩をいたしたいと思います。その間に議員の表彰をさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。暫時お待ちください。

(午前9時53分)

(午前9時55分)

局  
長

それでは、ただいまよりこの時間をお借りしまして、表彰状の伝達を行います。内田議員、佐藤議員、川幡議員、前にお越し願います。

(内田議員、佐藤議員、川幡議員登壇する。)

局  
長

それでは表彰状の伝達を行います。空知町村議会議長会から、議員10年以上として内田議員、佐藤議員、川幡議員の3名に対しまして議長より伝達をいたします。

議  
長

感謝状 南幌町 内田 恵子殿。

あなたは長年にわたり議会議員として地方自治の振興発展に尽くされましたその功績は誠に顕著であります

よって本会表彰規程によりここにこれを表彰します。

令和3年10月13日 空知町村議会議長会会長 佐々木 康宏、代読。

〔拍手〕

感謝状 南幌町 佐藤 妙子殿。

以下、同文につき省略いたします。

〔拍手〕

感謝状 南幌町 川幡 宗宏殿。

以下、同文につき省略いたします。

〔拍手〕

局長 以上で伝達式を終わります。御協力ありがとうございました。  
議長 この時間をお借りしまして、大崎町長より御挨拶をお願いしたいと思  
います

町長 第4回議会定例会の閉会にあたり、一言御挨拶を申し上げます。  
まずもって、側瀬議長をはじめ、議員各位の御理解と御協力により  
今定例会が無事終わりましたことに心から感謝と御礼を申し上げます。

そして、ただいま空知町村議会議長会表彰を授賞された内田議員、  
佐藤議員、川幡議員には、深く敬意を表しますとともに心から御祝を  
申し上げる次第でございます。

今年を振り返りますと、新型コロナウイルス感染症による緊急事態  
宣言の発令やまん延防止等重点措置など状況が目まぐるしく変わる  
中、議会と情報の共有をしつつ、町民への感染対策をはじめ、経済支  
援や事業者支援などを適時行ってまいりました。現在は全国的に新規  
感染者が減少したことから、国や道の行動制限は緩和され観光や経済  
などさまざまな動きが出てまいりました。しかし、この冬に第6波が  
来ることを懸念する専門家は少なくなく、さらにオミクロン株の感染  
が確認されたことから、外国人の入国制限など国内における水際対策  
の強化が図られております。現在、国会では、第6波を想定した感染  
対策をはじめ、各種経済対策など大型の補正予算案の審議を行って  
おりますが、全ての回復には数年を要すると思われるので、引き続き  
町内における感染対策、経済の振興に留意する必要があります。

一方、基幹産業の農業につきましては、夏場に干ばつがありました  
が、生産者並びに関係機関の御努力により、各作物総じて良い出来  
秋を迎えることができました。特に水稻は作柄が非常に良く、収量も  
期待以上のものとなりましたが、本年産の米価下落を含め、次年度  
以降の水田対策、直接支払い交付金の見直しなど、今後の動向を注  
視する必要があります。

また、本年は災害や台風被害などはございませんでした。お正月に  
市街地で大きな火災が発生しましたが、それ以外は交通死亡事故や特

別な事件・事故はなかったことと思います。来年度からは第6期総合計画後期計画がスタートいたします。現在、各課で横断的な検討を進めており、来年1月中には皆さまに素案をお示ししたいと考えております。

終わりになりますが、町の課題は山積しておりますが、一歩ずつ着実に進めてまいり所存でございますので、議員各位の一層の御支援と御協力を賜りますとともに、今年一年の感謝と御礼を申し上げ、私の御挨拶とさせていただきます。皆さま今年一年大変ありがとうございました。

局長 このあと、11時より功労表彰を行いますので、一度解散しまして、10時50分までに再びお集まりいただきますようよろしくお願いいたします。以上です。

(午前10時01分)

議長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。  
局長 ただいまより、功労表彰を行います。  
総務課長 ただいまより令和3年度南幌町功労表彰を行います。  
受章者が入場されますので、拍手でお迎えください。  
(表彰者入場する。)

それでは、功労表彰の授与を行います。

町長、テーブル前にお進みください。

(町長登壇する。)

受章者の方はお名前を読み上げますので、御起立の上お受け取り願います。

久保 直忠さん。

(久保 直忠氏登壇する。)

町長 表彰状 久保 直忠殿。

あなたは長年にわたり町政振興発展に寄与された功績はまことに顕著であります。

よって南幌町表彰条例第3条第1項第3号の規定により功労章を贈り表彰します。

令和3年12月10日 南幌町長 大崎 貞二。

[拍手]

総務課長 橋本 寛さん。

(橋本 寛氏登壇する。)

町長 表彰状 橋本 寛殿。

あなたは長年にわたり町政振興発展に寄与された功績はまことに顕著であります。

よって南幌町表彰条例第3条第1項第6号の規定により功労章を贈り表彰します。

令和3年12月10日 南幌町長 大崎 貞二。

[拍手]

総務課長 松田 保則さん。

(松田 保則氏登壇する。)

町 長 表彰状 松田 保則殿。  
あなたは長年にわたり町政振興発展に寄与された功績はまことに顕著であります。  
よって南幌町表彰条例第3条第1項第6号の規定により功労章を贈り表彰します。  
令和3年12月10日 南幌町長 大崎 貞二。  
〔拍手〕

総務課長 受賞されました方を代表しまして、久保 直忠さんより謝辞をお願いします。

久保 直忠氏 この度表彰を受けました一同を代表いたしまして一言御礼の御挨拶を申し上げます。本日は町長をはじめ、議員各位の御出席の上で、このような表彰式を挙げていただき、その上、表彰状、記念品を賜りましたこと、まことに身に余る光栄でございます。厚く御礼を申し上げます。私に至りましては、固定資産評価審査委員会委員を長年務めただけでございますのに、この度、このような町政功労表彰の荣誉にあずかり、まことに光栄と思っております。これもひとえに皆さまの御支援の賜物と心から感謝を申し上げる次第でございます。今日の表彰を機に、一町民として町政に関心を持ち、見守ってまいりたいと思っております。今後は南幌町も少子高齢の影響を受けまして大変な時期となりますが、町長をはじめ議員各位のもと、南幌町がますます発展されますことを祈念し、一同を代表して御礼の御挨拶いたします。

総務課長 本日は誠にありがとうございました。  
ありがとうございました。  
以上をもちまして、令和3年度南幌町功労表彰を終了します。  
受賞者の方が退場しますので、拍手でお送りください。  
(受賞者退場。)

議 長 以上で、功労表彰を終わります。御協力ありがとうございました。  
以上で本定例会に提案されました全ての議案審議が終了いたしました。ただいまをもって閉会したいと思います。御異議ありませんか。  
(なしの声。)  
御異議なしと認めます。よって本定例会はただいまをもって閉会いたします。  
御苦労さまでした。

(午前11時02分)

上記会議の経過は書記として記載したものであるが、その内容に相違ないことをここに署名する。

議 長 \_\_\_\_\_

5 番 \_\_\_\_\_

6 番 \_\_\_\_\_